

(第177期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第177期 報告書

自 2015年(平成27年)4月 1日
至 2016年(平成28年)3月31日

目次

事業報告	1
連結計算書類	39
連結貸借対照表	39
連結損益計算書	40
連結資本勘定計算書	41
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書	41
計算書類	42
貸借対照表	42
損益計算書	43
株主資本等変動計算書	44
監査報告	45
会計監査人監査報告書(連結計算書類)	45
監査委員会監査報告書(連結計算書類)	46
会計監査人監査報告書	47
監査委員会監査報告書	48

連結注記表、個別注記表は、当社ウェブサイトに掲載しています。
<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>

株主の皆様へ



2016年6月
代表執行役社長

室町 正志

株主の皆様には、この一年間、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。また、新生東芝としての歩み続ける中、変わらぬご支援をいただいておりますこと、衷心から感謝申し上げます。

2015年度の売上高は、電子デバイス部門の減収や売却したヘルスケア事業、家庭電器事業の非継続事業化により、全体として前期比4,460億円減少し5兆6,687億円になりました。営業損益は、電子デバイス部門の減益に加え、大規模な構造改革費用、不採算案件の損失引当及び原子力事業ののれんの減損を行った結果、誠に遺憾ながら、全体として前期比8,971億円減少しマイナス7,087億円となりました。また、当期純損益は繰延税金資産の取崩しによる悪化がありましたが、東芝メディカルシステムズ(株)の売却益により、マイナス4,600億円となりました。ネットD／Eレシオ(注)は、前期比43ポイント悪化の146%となりました。

また、本年3月18日に発表いたしました2016年度の事業計画では、新生東芝として、当社の技術や製品を通じ社会の様々な課題を克服し、豊かで安全・安心な人々の暮らしの実現に貢献できるよう、その基盤を担うエネルギー、社会インフラ、ストレージの3つの事業領域に力を注いで行くことを基本に据えました。2015年度中に断行した様々な施策の成果を確実に2016年度の業績改善へと結びつけ、全事業黒字化並びに財務体質強化のため、キャッシュフロー基軸の事業運営を徹底してまいります。

就任以来行ってまいりました構造改革は、苦渋の決断を伴うものばかりでありました。構造改革の過程において、関係者の皆様に大変なご負担とご心痛をおかけすることになり、これを重く受け止めるとともに、慙愧の念に堪えません。しかしながら、この構造改革は新生東芝として不可避であることから断行させていただき、未だ十分ではありませんが、第一歩を踏み出すことができたと考えております。

本年5月6日発表のとおり、社外取締役のみで構成される指名委員会において、事業構造改革の進展に一定の目途が立ったことから新経営体制へ移行し、成長軌道への回帰に取り組むことが最適であるとの判断がなされ、第177期定時株主総会終結後の取締役会で、代表執行役社長に、現代表執行役副社長の綱川智が就任する予定となりました。私は代表執行役社長及び取締役を退任いたしますが、今後は執行側からの要請に基づき特別顧問として、特に「特設注意市場銘柄」からの指定解除を最大の眼目として微力ながら新経営体制を支援してまいりたいと存じます。

新経営体制のもと、「誠実」な経営を徹底し「健全」な経営基盤を再構築して、株主の皆様からの信頼回復に向け奮励努力してまいりますので、引き続き温かいご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(注) ネットD／Eレシオ：(有利子負債－現預金)÷株主資本

事業報告 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1 当社グループの事業の状況

(1) 当社グループの事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国でおおむね堅調な成長が続き、ユーロ圏では金融緩和の中、ドイツを中心に緩やかな成長が続きました。また、インドでは高い成長が続きました。他方、中国では鉄鋼、石炭、不動産等の供給超過部門で生産や投資の調整が行われ、成長が減速しました。国際金融面では、昨夏及び年初に中国で株価と人民元が急落し、世界の市場が大きく動揺しました。国内経済は、雇用・所得環境が改善する中で、消費はおおむね底堅く推移し、設備投資は持ち直しに向かいました。輸出は海外市場の減速等の影響で減少ないし横ばいで推移しました。

来期の世界経済は、中国経済の減速が続く一方、米国では堅調な成長が続くことから、全体としては緩やかな成長が続くと見込まれます。また、国内経済も力強さに欠けるものの緩やかな回復が続くと見られます。

当社グループは強じんな企業体質への変革を図るため、パソコン、映像、家庭電器、ディスクリット、システムLSI等の課題事業において構造改革を断行するとともに、強化事業領域を再定義し、エネルギー事業、社会インフラ事業、メモリ・SSDを中心としたストレージ事業を今後の注力領域としています。ヘルスケア事業については、本来持つポテンシャルを最大限発揮し、企業価値・顧客価値の最大化を図るとともに、当社の財務体質強化を実現するため、東芝メディカルシステムズ(株)を売却することとしました。また、家庭電器事業に係る株式譲渡契約を締結し、これらに伴い、ヘルスケア事業及び家庭電器事業に係る経営成績は、連結損益計算書上、非継続事業として取り扱われます。

この結果、当社グループの売上高は、電力・社会インフラ部門、コミュニティ・ソリューション部門が増収となったものの、ライフスタイル部門が構造改革に伴う販売地域の絞り込み等により大幅に減収、電子デバイス部門が売価ダウン等により、全体としては前期比4,460億円減少し5兆6,687億円になりました。営業損益は、電力・社会インフラ部門が原子力発電システム及び送変電・配電システムの減損の影響等で、コミュニティ・ソリューション部門が流通・事務用機器事業及び照明事業の減損の影響で、電子デバイス部門が売価ダウン及び構造改革の影響等で悪化した結果、全体としては前期比8,971億円大幅に悪化し7,087億円の損失を計上しました。継続事業税引前損益は、前期比7,897億円悪化し6,331億円の損失を計上しました。当期純損益は繰延税金資

産取崩の影響がある一方で、東芝メディカルシステムズ(株)の売却益計上の影響等があり、前期比4,222億円悪化し4,600億円の損失を計上しました。また、海外売上高は、前期比3,372億円減少し3兆3,680億円になり、海外売上高比率は前期比2ポイント減少し59%になりました。

このような状況に鑑み、当期の剰余金の配当に関しましては、見送らせていただきました。

株主の皆様には誠に申し訳なく改めて深くお詫び申し上げます。

部門別の概況

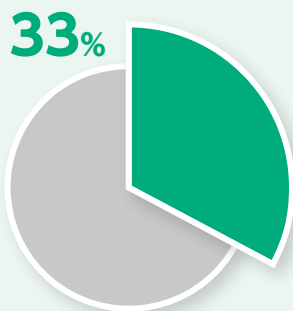
部門別の売上高、営業損益は、以下のとおりです。

(単位：億円)

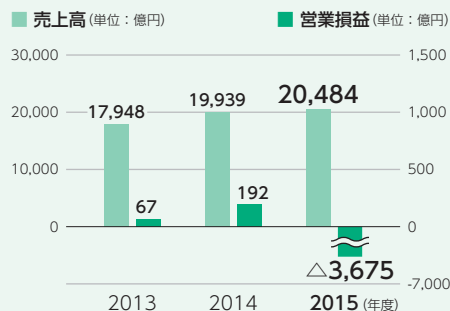
部 門	売上高	前期比	営業損益	
				前期比
電力・社会インフラ	20,484	+545	△3,675	△3,867
コミュニティ・ソリューション	14,252	+145	△788	△1,327
電子デバイス	16,050	△1,638	△1,016	△3,182
ライフスタイル	6,103	△3,809	△1,319	△660
その他	4,946	△486	86	+27
セグメント間消去又は全社	△5,148	+783	△375	+38
合 計	56,687	△4,460	△7,087	△8,971

部門別の事業概況等は、次ページ以降のとおりで。

売上高構成比



売上高／営業損益



主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

- 原子力発電システム
- 火力発電システム
- 水力発電システム
- 燃料電池
- 発電
- 太陽光発電システム
- 電力流通システム
- 計装制御システム
- 駅務自動化機器
- 交通機器
- 電動機
- 電波機器
- 官公庁システム

事業概況

電力流通システム、太陽光発電システム、鉄道向けシステムが減収となり、原子力発電システム、ランディス・ギア社等が増収になった結果、部門全体の売上高は前期比545億円増加し2兆484億円になりました。

損益面では、原子力発電システム、電力流通システム、太陽光発電システムがのれん及び無形固定資産の減損の影響により大幅に悪化し、また、火力・水力発電システム、鉄道向けシステムが不採算案件の損失引当等の影響により悪化しました。これらの結果、部門全体の営業損益は前期比3,867億円悪化し3,675億円の損失を計上しました。

1 火力発電システム事業の海外受注活動について

インドの超々臨界圧石炭火力発電所向け主要機器の供給から輸送、土木、据付工事まで一括して受注し、インドネシアでは国内最大出力となる100万キロワットの超々臨界圧石炭火力発電所拡張プロジェクト向け蒸気タービン、発電機及び周辺機器の供給、据付工事も受注しました。今後もグローバル市場に向けた火力発電システム事業を強化していきます。



100万キロワット級火力発電プラント

2 福島第一原子力発電所の廃炉への貢献について

原子炉格納容器の内部調査用小型ロボット
国の「廃炉・汚染水対策事業費補助金」活用 (開発: IRID/東芝)

福島第一原子力発電所2号機の原子炉格納容器の内部調査用小型ロボットを技術研究組国際廃炉研究開発機構

(IRID) 様と開発しました。また、同発電所3号機使用済燃料プール内のガレキ、燃料を遠隔操作で取り出すための取扱設備を開発しています。今後も技術開発を進め、福島第一原子力発電所の廃炉に向け貢献していきます。

3 自立型水素エネルギー供給システムの受注拡大について

太陽光発電システムと水素を用いた燃料電池とを組み合わせた自立型水素エネルギー供給システム「H₂One™（エイチツーワン）」がハウステンボス(株)様内のホテルで稼働を開始しました。また、横浜市港湾局様や東日本旅客鉄道(株)様からもそれぞれ同システムを受注しました。今後とも効率的でクリーンなエネルギーの供給に貢献する水素関連事業に注力していきます。



稼働を開始したH₂One™

4 スマートメーター事業の展開について

子会社のランディス・ギア社は、電力等をデジタルに計測し内蔵の通信機能により検針を不要にできるなど様々な応用が可能な次世代計測器であるスマートメーター分野において、2014年度の家庭向けシェアが35%と世界No.1です。同社はこの度、オランダの大手電力・ガス会社等から電気、ガスの家庭向けスマートメーター250万台（同国の6軒に1軒に当たる125万世帯分）を受注しました。同社は今後もこのシ

ェアを揺るぎないものとするためグローバル展開を更に加速していきます。



スマートメーター（イメージ）

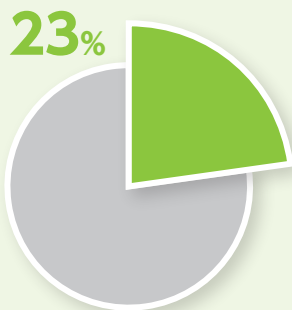
5 蓄電池システム事業の展開について

東北電力(株)様の南相馬変電所向けに納入した世界最大級（当社調べ）の出力4万キロワット、容量4万キロワット・アワの蓄電池システムが営業運転を開始しました。同システムは、福島県の復興支援のため、蓄電池による再生可能エネルギーの導入拡大効果検証を行うものです。海外においても同システムを提供しており、今後もSCiB™蓄電池モジュールを用いた大規模蓄電池システムの普及拡大に向け、グローバルに事業を展開していきます。

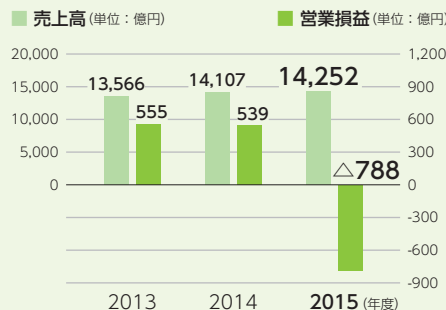


当社のSCiB™が支える南相馬変電所の蓄電池システム

売上高構成比



売上高／営業損益



主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

- 上下水道システム
- 環境システム
- 放送システム
- 道路システム
- 通信システム
- ビル・施設用電源
- エレベーター
- エスカレーター
- 照明器具
- 産業用光源
- 業務用空調機器
- コンプレッサー
- POSシステム
- 複合機

事業概況

照明事業が減収になりましたが、上下水道システム等の地域社会インフラ事業、ビル・施設用電源事業、昇降機事業、業務用空調事業が増収になった結果、部門全体の売上高は前期比145億円増加し1兆4,252億円になりました。

損益面では、地域社会インフラ事業、ビル・施設用電源事業、業務用空調事業が増益になりましたが、昇降機事業が減益となり、また、POSシステム等の流通・事務用機器事業、照明事業がのれん及び無形固定資産の減損の影響により大幅に悪化した結果、部門全体の営業損益は前期比1,327億円悪化し788億円の損失を計上しました。

事業のグローバル展開について

水処理エンジニアリング会社であるインドUEM社の株式を追加取得し、連結子会社化しました。今後、当社が日本国内で長年培った監視制御、エネルギー削減等の技術と世界中で豊富な納入実績を誇るUEM社の高度な水処理技術とを組み合わせ、水処理事業のグローバル展開を加速します。

東芝エレベータ(株)は、中国瀋陽の現地法人に昇降機の検証

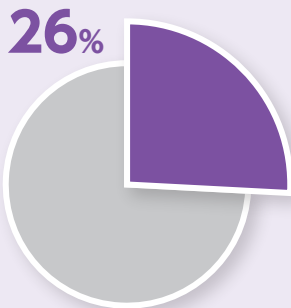
センターを新設しました。同センターの目的は、昇降機の巻上機、ブレーキ、ドア等の開発品の検証や製品評価の信頼性向上です。同社は現地法人を通じて世界最大の昇降機市場である中国の他、東南アジア、インド、中東にも昇降機を輸出しており、今後も更なる品質向上を目指し、グローバルに信頼性の高い製品を提供していきます。

東芝キヤリア(株)は、米国法人ユナイテッドテクノロジーズ社との間で合意した業務用空調事業における戦略的提携に基づいた事業展開を進めるため、現地法人をフランスに設立し、更に米国にも設立(2016年4月)しました。今後、これらの現地法人において商品の企画、開発等を推進し、欧州及び米国の市場に適した空調システムを順次投入し、事業拡大を図っていきます。

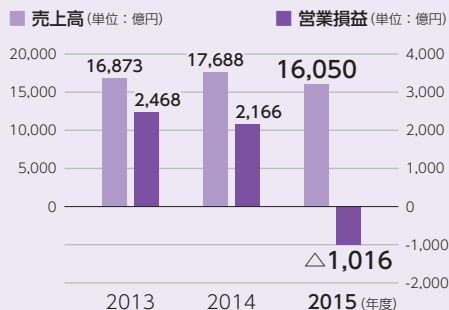


品質向上の要になる瀋陽の昇降機検証センター

売上高構成比



売上高／営業損益



主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

- 小信号デバイス
- パワー半導体
- 光半導体
- ロジックLSI
- ミックスドシグナルIC
- イメージセンサ
- NAND型フラッシュメモリ
- 記憶装置 (HDD、SSD)
- 半導体製造装置

事業概況

半導体事業は、パワー半導体等のディスクリート、ロジックLSI・ミックスドシグナルIC等のシステムLSI、メモリが減収になり、ストレージ事業も大幅な減収になった結果、部門全体の売上高は前期比1,638億円減少し1兆6,050億円になりました。

損益面では、半導体事業は、メモリが売価ダウンの影響等により減益となり、ディスクリート、システムLSIが構造改革、固定資産の減損等により大幅に悪化しました。また、ストレージ事業も構造改革、固定資産の減損等により大幅に悪化しました。これらの結果、部門全体の営業損益は前期比3,182億円悪化し1,016億円の損失を計上しました。

3次元フラッシュメモリの生産について

48層積層プロセスを用いた256ギガビット3次元フラッシュメモリ「BiCS FLASH™」の量産を開始しました。回路技術やプロセスを最適化することで、現行の2次元フラッシュ

メモリより大容量化、長寿命化、書き込み速度の高速化を実現しています。また、3次元フラッシュメモリの生産拡大のため、四日市工場において新・第2製造棟の一部が稼働し（全体は2016年7月竣工予定）、また工場敷地を拡張し、そこに新たな製造棟を建設する計画です。今後も適時適切に投資を実施し、メモリ事業の競争力強化に向けた生産体制拡充を積極的に推進します。



3次元フラッシュメモリを生産する四日市工場の新しい第2製造棟

2 自動車向け画像認識用半導体の事業展開について



先進運転支援システムを担うVisconti™2による画像認識のイメージ

前方の車線、車両等を映像から認識する自動車向け画像認識用プロセッサ「Visconti™（ビスコンティ）2」が、(株)デンソー様の自動車用前方監視カメラシステムに採用されました。安全、快適、便利な交通社会の実現に向け、先進運転支援システムの重要性がより高まってきており、今後もこうした需要に対応した半導体製品を開発、提供していきます。

3 15nm NAND型フラッシュメモリを搭載したSSDの製品化について

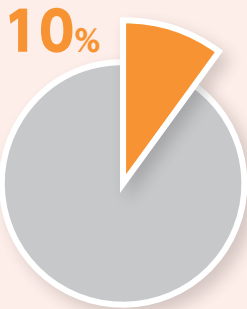
NAND型フラッシュメモリにより最大1920ギガバイトの大容量モデルを含むSSD（NAND型フラッシュメモリを搭載した記憶装置）を製品化し、企業の大規模サーバー、データセンター、パソコン等向けにサンプル出荷を開始しました。これらの製品は、当社独自技術を用い、複数のエラー訂正回路により、SSD内部で発生する様々なエラーに適切に対処し、効率的でより精度の高い処理を実現しています。今後もSSDのラインアップを拡充し、多種多様なユーザーニーズに応えていきます。

（注）SSD: ソリッドステートドライブ

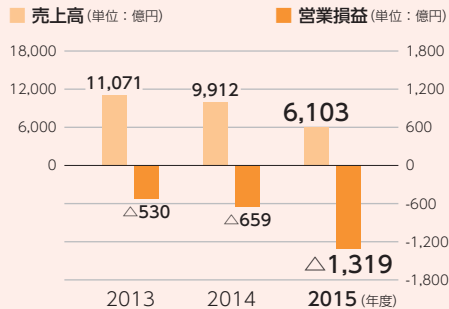


大容量の企業向けSSD「HK4シリーズ」

売上高構成比



売上高／営業損益



主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

- パソコン
- タブレット
- テレビ
- 録画再生機器 (BDレコーダー等)
- 映像機器修理サービス

事業概況

テレビ等の映像事業、パソコン事業が販売地域の絞り込み等により減収となりました。これらの結果、部門全体の売上高は前期比3,809億円減少し6,103億円になりました。

損益面では、テレビ等の映像事業、パソコン事業が悪化しました。これらの結果、部門全体の営業損益は前期比660億円悪化し1,319億円の損失を計上しました。

1 12インチ大画面で薄型軽量の「dynaPad N72」の発売について

Windowsタブレットとしても使える1台2役のモバイルノートPCの新シリーズ「dynaPad N72」を発売しました。この製品は、カーボン素材と樹脂による当社独自の一体成形構造と実装技術により、薄さ、軽さと堅牢性を両立しています。

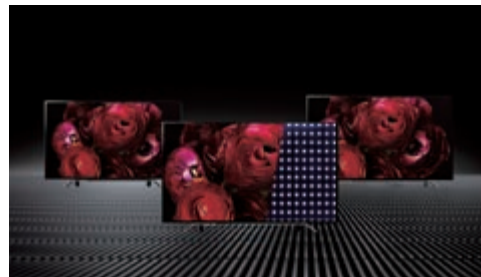


12インチ液晶搭載Windowsタブレットで世界最軽量の「dynaPad N72」

また、キーボードに創意工夫をこらすことにより、軽快なキータッチと操作性を確保し、ビジネスや学習を強力にサポートする各種アプリを搭載しています。

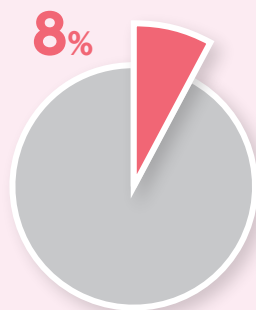
2 4Kレグザハイエンドモデル「Z20Xシリーズ」の発売について

近年、大画面、高画質な映像を家庭で楽しむために、4Kテレビの市場が急速に拡大しています。これに対応するため、当社新開発の技術を駆使することにより、レグザ史上最高の画質を実現した4KレグザハイエンドモデルZ20Xシリーズを発売しました。ミドルモデルのJ20Xシリーズ、スタンダードモデルのG20Xシリーズを合わせた3シリーズにより4Kテレビ市場でのシェア拡大を図ります。

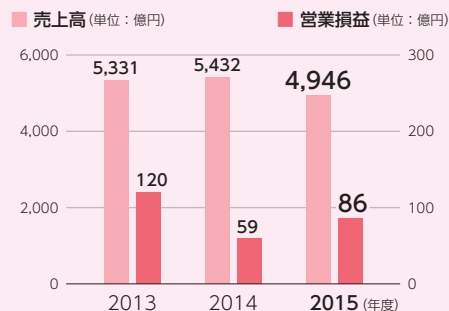


レグザ史上最高画質のZ20Xシリーズ

売上高構成比



売上高／営業損益



主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

● ITソリューション ● 物流サービス

事業概況

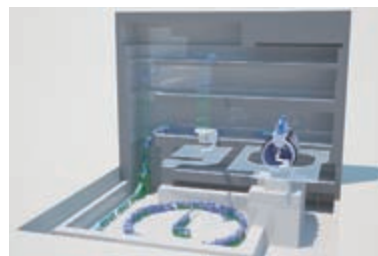
部門全体の売上高は4,946億円になり、営業損益は86億円の利益を計上しました。

1 クラウドサービス「RECAIUSTM」の提供開始について

当社独自の音声・画像認識の技術とノウハウを生かしたクラウドサービス「RECAIUSTM (リカイアス)」の提供を開始しました。文字の音声化、講演・会議等の音声書き起こし、同時通訳、音声対話等のサービスを提供しています。また、JR九州の博多駅においては、訪日外国人向けに各種サポートを提供する実証実験を行いました。

今後も音声と画像を活用する技術を融合した様々なサービスを提供していきます。

2 重粒子線がん治療装置の受注拡大について

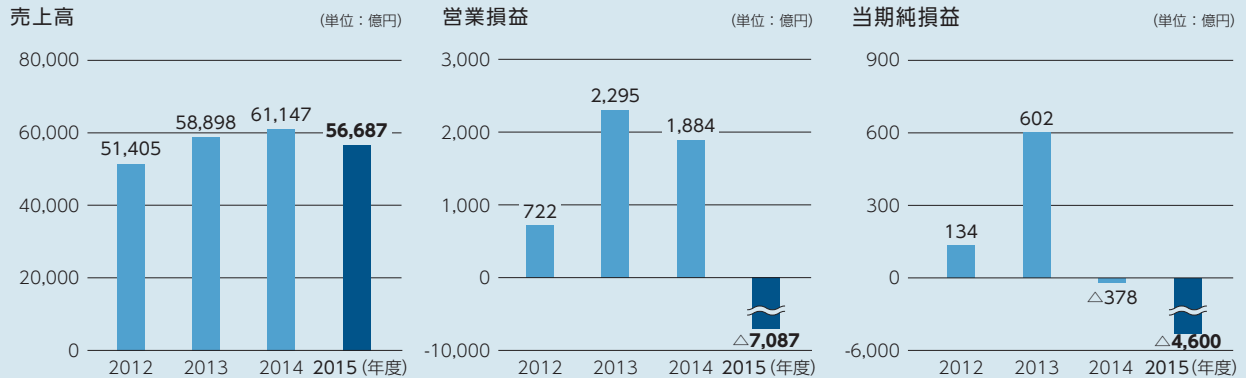


次世代型重粒子線がん治療装置の完成予想図

神奈川県立がんセンター様に納入した、ピンポイントでがんを治療できる重粒子線がん治療装置が稼働しました。また、放射線医学総合研究所様向けに世界初の超伝導技術を用いた重粒子線がん治療用の回転ガントリーが完成し、今後必要な試験を経て稼働する予定です。国立大学法人山形大学様からは、回転ガントリーを含む次世代型重粒子線がん治療装置を受注しており、今後も原子力技術を応用した製品を通じて社会に貢献していきます。

事業報告

経営成績の推移(連結)



- (注) 1.当社は、会社法施行規則第120条第2項の規定により、連結計算書類に基づき当社グループの事業の状況に関する事項を記載しています。
- 2.連結計算書類は、会社計算規則第120条の2の規定により、米国会計基準に準拠して作成しています。但し、当社グループの営業損益は、売上高から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除して算出したものであり、経営資源の配分の決定及び業績の検討のため、定期的に評価を行う対象となる損益を示しています。一部の事業構造改革費用及び訴訟和解費用等は、当社グループの営業損益には含まれていません。
- 3.米国会計基準における「当社株主に帰属する当期純損益」を当期純損益として表示しています。
- 4.ヘルスケア事業及び家庭電器事業は、Accounting Standards Codification 205-20「財務諸表の表示－非継続事業」に従い、連結損益計算書上非継続事業として取り扱われるため、売上高、営業損益、継続事業税引前損益にはこれらの事業に係る経営成績は含まれていません。当社グループの当期純損益は、継続事業税引前損益にこれらの事業に係る経営成績を加減して算出されています。また、連結貸借対照表上も非継続事業として取り扱われるため、区別して表示しています。これに伴い、過年度の数値も組み替えて表示しています。
- 5.「世界初」、「国内初」、「世界最高」等の記載については、特に断りのない限り、発表又は発売時点において当社グループが調査した情報に基づいています。

(2) 当社グループの今後の経営方針 (対処すべき課題)

当社に係る会計処理問題により、株主、投資家、お客様、従業員をはじめとするすべてのステークホルダーの方々からの信頼を大きく毀損いたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

今回の会計処理問題に関連して、当社は、内部管理体制等において深刻な問題を抱えており、当該内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるとして、2015年9月、当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の処分を東京証券取引所及び名古屋証券取引所から受け、また、2015年12月には、金融庁から73億7,350万円の課徴金納付命令を受けました。当社は、上場廃止に準ずる措置である特設注意市場銘柄指定という処分、過去最高額となる課徴金納付命令を真摯に受け止め、2015年9月に経営刷新推進体制を構築し、コンプライアンスを前提とした誠実な経営に取り組み、コーポレート・ガバナンス改革を進め、2015年12月にコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定しました。

そして、全社一丸となって再発防止策の着実な実行を進める中で、2016年3月に「改善計画・状況報告書」を取りまとめました。当社は、日本取引所自主規制法人が公表した「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」を参照し、「改善計画・状況報告書」の起草に当たっては、第三者委員会及び役員責任調査委員会の指摘事項を踏まえながらも、これらの調査結果のみに依拠することなく、歴史的な経緯や背景、構造的な要因等を含め、当社として改めて会計処理問題の原因分析を行いました。その結果、当社としては、歴代社長である西田氏、佐々木氏、田中氏による目標未達へのプレッシャー、そのようなプレッシャーを可能とした当期利益を重視した業績評価・予算統制制度、財務部担当執行役（CFO）や財務・経理部門等の業務執行部門における牽制機能の不全、内部監査部門の機能不全、取締役会、指名委員会、監査委員会等による歴代社長及び執行役への監督機能の不全、歴代社長及び執行役における適切な財務報告に向けての意識の欠如、歴代社長らの意向を優先したことによる財務・経理部門における適切な財務報告に対する意識の低下等の複合

的な要因があいまって、当該事象が生じたものと認識しております。

歴代社長がカンパニー社長らに対して達成困難な損益改善を繰り返し要求した原因として、世界経済の急激な悪化や、既存事業の縮小といった厳しい事業環境の下、財務状態も良好ではなかったことから、高い目標を求めなければ当社が生き残れないという強い危機感を有していたこと等、複合的な要因が作用していたと考えられます。一方、社長の選定基準及び選定プロセスが不明確であり、後継者計画も明確に規定されていなかったため、指名委員会による牽制機能も十分ではありませんでした。

また、当社の事業が多岐に亘るため、社外取締役による取締役会の議案の理解が容易ではないにもかかわらず、社外取締役に対して、取締役会の議案に関する十分な事前説明が行われていなかったこと、加えて、社内取締役が過半数を占め、元社長である会長が議長として議事を進行していたことにより、従来の取締役会では、社内取締役主導による議論が中心で、必ずしも社外取締役による議論が活発に行われている状況ではありませんでした。社外取締役については、財務・経理、監査の特別な知見を有する者を選任することは必須の要件ではなく、実際に会計監査の知見を有する者は選任されていませんでした。さらに、監査委員会は、会計監査は一次的に会計監査人の職責であるとの認識の下、会計処理について監査する必要性の認識が不足しており、会社も会計監査人と積極的に情報を共有する必要性の認識が不足していました。

これらの原因分析の結果を踏まえて、これまで策定・公表したものを含め、再発防止策の検証と取りまとめを行ったほか、当社における適時開示体制の問題点についても分析し、積極的な情報開示に向けた開示体制の整備・運用等の新たな施策も策定しました。

当社は、再発防止策を実行に移していくとともに、強じんな企業体質への転換を図ることにより株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様の信頼回復につなげるべく、「内部管理体制の強化及び企業風土の変革」、

「構造改革の断行」、「事業ポートフォリオ及び事業運営体制の見直し」、「財務基盤の整備」を柱とする経営施策「新生東芝アクションプラン」を公表し実施しています。

当社が進めている再発防止策その他の改革の内容は、以下のとおりです。

◎内部管理体制の強化及び企業風土の変革

I. コーポレート・ガバナンス改革

1. 取締役会の構成、取締役会の機能の強化について

1) 取締役会の構成

- ①実質的かつ充実した審議を可能にするため、取締役の人数を従来の16名（定款上は20名以下）から、11名に減員しました。
- ②「執行に対する監視・監督」機能の実効性を担保するため、独立社外取締役の比率を過半数に引き上げました。
- ③経営者、会計専門家、法律専門家、その他有識者を独立社外取締役に選任し、取締役の専門性に配慮した取締役会構成に改めました。
- ④独立社外取締役を取締役会の議長に選定しました。

2) 取締役会による監督機能の強化

- ①監査委員会室の機能について、独立社外取締役への支援を拡充し、人員も増強しました。また、独立性のある外部専門家（弁護士、公認会計士）を利用するなど、監査委員会室の調査権限を拡充し、独立社外取締役の報告徴求・調査機能も強化しました。
- ②業績報告会の議事録を独立社外取締役に提出し、その議論の内容を独立社外取締役が把握しています。
- ③独立社外取締役のみで構成する会議体であるエグゼクティブセッション（取締役評議会）を設置し、独立社外取締役間の情報交換の活性化と、当社の事業等に対する独立社外取締役の理解の更

なる深化を図りました。

- ④取締役会への報告事項にこれまでされていなかった月次業績に関する事項を加えるとともに、従来からの報告事項であった損失の危険の管理、コンプライアンス等に関する項目については、金額基準を設けるなど、より具体的な報告基準に改めました。

2. 監査委員会の監査機能の強化について

1) 監査委員会の構成

- ①監査委員会を原則として独立社外取締役のみで構成することとしました。
- ②監査委員会による報告徴求・調査機能を更に強化するため、常勤の監査委員を設置しました。
- ③財務・法律・経営について専門性の高い独立社外取締役に監査委員会を構成しました。

2) 監査委員会の監査機能の強化

- ①監査委員会室の人員増強、独立した外部の専門家の利用機会の拡大等により、監査委員会の指示に基づき監査委員会室自体が報告徴求・調査を実行できる体制を整えました。また、監査委員会室長に担当執行役を配置しました。
- ②執行側に加え監査委員会にも内部通報窓口を設置するとともに、すべての監査委員に、執行側通報窓口へのすべての内部通報にアクセスできる権限を付与しました。
- ③監査委員会が、監査委員会室長及び監査委員会室の従業員の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権も有することとし、監査委員会室の独立性を担保しました。
- ④経営監査部を廃止し、経営監査部の内部監査機能を執行側から切り離し、監査委員会の直轄組織として内部監査部を創設しました。

- ⑤内部監査部の業務を、会計監査、適法性監査、妥当性監査及び内部統制監査に限定・集中することにより、執行と監督の機能を明確に分離しました。また、内部監査部長にも担当執行役を配置しました。会計監査については、外部専門家を積極的に活用することで会計監査手法を新たに確立すべく進めており、今後も内部監査の現場に常に社外の視点を持たせるため、継続して外部専門家を内部監査に関与させ、内部監査の実効性を確保していく予定です。
- ⑥内部監査部長及び内部監査部の従業員が、日常的に執行側の重要会議に参加することにより、最新の経営環境と経営課題を常時把握する体制に改めました。
- ⑦内部監査の指摘事項の改善状況については、その全件を監査委員会に報告することにより、継続的なフォローアップを徹底しています。
- ⑧監査委員会が、内部監査部長の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権も有することとし、内部監査部の独立性を担保しました。
- ⑨内部監査部の人員を約60名とし、経営監査部時代に比べ1.5倍に増強しました。また、外部会計専門家の積極的な活用により、その機能強化を図っています。
- ⑩監査委員会と会計監査人との間の連携が十分ではなかったことに鑑み、会計処理に対する監査の必要性を改めて認識する観点から、従前のおり会計監査人から監査結果概要に関する報告を受けるだけでなく、監査委員会と会計監査人との間の活発な議論を可能とする議題設定を行い、更なる連携強化を図っています。また、決算前に、CFOと主計部長が会計監査人との間で主要な会計上の論点を整理することとし、その協議内容や決算時の進捗状況についても、決算前の段階から、監査委員会に対して報告を行っています。

3. 指名委員会の強化、指名手続の透明性確保について

1) 指名委員会の構成

指名委員会を原則として独立社外取締役のみで構成することに改めました。

2) 指名手続の公平性確保

①執行役社長の後継者の選定プロセスにおける客観性と公平性を担保するため、後継者計画（サクセッションプラン）を指名委員会が策定することにした。

②執行役選任の基準は指名委員会が定めるように改めました。また、指名委員会に候補者全員との定期的な面談を実施する権限を付与するとともに、上級管理職による執行役社長の信任に関する調査制度を導入しました。

4. 報酬設計の検討について

執行役に対する報酬については、執行役として優秀な人材を確保すること、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に固定報酬・業績連動報酬のバランスを勘案し決定することを基本方針としています。現在、中長期的な業績と直接に連動する報酬制度は導入しておりませんが、執行役は役員持株会に加入しており、このことを通じて株主との価値共有を図るとともに長期的な企業価値に対し責任を持った経営を推進しております。当社としましては、経営陣に対する業績向上に向けた適切なインセンティブのあり方については、引き続き検討してまいります。

II. 内部統制機能の強化

1. 予算統制見直し

当期利益至上主義から脱却し、実力に即した実行可能で合理的な中期経営計画や予算を策定する観点から、中期的視点での予算策定方針を明確化するとともに、カンパニーにおける予算策定プロセスや業績評価

制度についても見直しを行いました。予算策定方針の明確化については、事業収益性の定量評価と事業成長性の定性評価に基づき、成長性の高い事業については集中的に投資し、成長が見込めない事業については見直しを検討するなど、事業の集中と選択の方針をより一層明確化するとともに、このような方針を反映した予算策定を徹底することとしました。

また、予算策定プロセスについても、これまでの売上・利益拡大を重視したプロセスから、キャッシュフローを重視した、中期的視点による実行可能性を踏まえたプロセスとなるよう見直しました。さらに、カンパニーの業績評価についても、従来の営業利益や予算達成度合いの重視から、キャッシュフローを中心とした投資効率重視へと変更しました。具体的には、対予算評価を含む評価項目の見直し、整理を行い、事業ごとの投資効率（定量面）と市場成長可能性・自社優位性等の事業期待性（定性面）に基づき評価する制度へと移行しました。併せて、カンパニーの自主自律経営を促す観点から、カンパニーに対して有利子負債残高の妥当性について事業収益性や投資効率の観点での説明を求めるなど、カンパニー自身が責任を持って事業への投資判断を行います。

上記の見直しに合わせて、短期的な損益に関する数値上の改善見込を議論していた社長月例を廃止し、新たにキャッシュフローを中心とした実績値を基に将来の業績改善に向けた討議を行う場として業績報告会を新設しました。また、業績報告会には内部監査部長が出席することとし、提出された資料及び議事録は速やかに社外取締役と共有するよう改めました。

2. CFO・財務・経理部門による牽制機能の強化

1) CFO

原則として独立社外取締役のみで構成される監査委員会とCFOの連携を決算プロセスに織り込むことによって、CFOの牽制機能を強化しました。加

えて、CFOの経営トップからの独立性を担保するため、指名委員会にCFOの選解任議案に対する同意権を付与することとしました。

2) 財務部門の組織改革

カンパニー経理部門のカンパニー社長からの独立性を担保するため、従来カンパニー社長の直轄組織であったカンパニー経理部を全社スタッフとしての財務部門の直轄組織としました。その上で、従来カンパニー社長が有していたカンパニーの財務統括責任者（CCFO）の人事評価権をCFOに移管し、財務会計機能の独立性を担保しました。また、財務会計は、証券市場の健全性を支える厳格なものであると認識し、全社スタッフ部門において財務会計と管理会計の各担当を分離し、会計処理に対する内部統制機能を強化するため、財務部を廃止し、「財務管理部」及び「主計部」を新設しました。

3. 内部通報制度改革

執行側の内部通報窓口に加え、監査委員会直通の内部通報窓口を設置するとともに、内部通報制度の存在及び匿名性が厳格に担保されることの一層の周知徹底を図るなど、より通報しやすい制度の運用に努めています。また、会計に関する内部通報は、その内容を直ちに会計監査人と共有することに改めました。

4. 業務プロセス改革

財務報告に係る内部統制システムに重要な不備があったことに鑑み、重要性の高い4項目（工事進行基準、部品販売取引、経費計上、在庫評価）について、会計処理基準の見直しのため経理規程の改定及び不備の存在が確認された業務プロセスの見直しを図りました。

1) 工事進行基準

見積工事収益総額、見積工事原価総額等の見積りに関し、工事進行基準の適用条件でもある信頼性あ

る見積りとするために、見積りに関しての規程の細目を策定しました。また、会計・業務プロセスのルールが十分に周知されていなかったことに鑑み、会計コンプライアンスの教育を徹底するとともに、経理部門等による会計処理の妥当性（見積工事原価総額等の妥当性）についてのチェック体制を強化しました。さらに、工事進行基準案件及び工事完成基準案件に関する会計処理の妥当性を確保するため、プロジェクト審査部を新設し、案件の受注前審査及び受注後のコスト妥当性のモニタリングを実施しています。

2) Buy-Sell取引等

パソコン事業における構造改革の一環として、当社ブランド製品の設計・製造委託先（ODMメーカー）への開発・生産委託による水平分業を取り止め、問題となったBuy-Sell取引については、新規取扱分から廃止しました。また、廃止までの措置として、ODMメーカーが保有する在庫については、受払表の作成、実地棚卸等により管理を実施し、支給数量・価格における異常値のモニタリングを導入しました。さらに、定期的な棚卸を実施することにより、現物と帳簿上の数量との確認を実施しています。

3) CO（キャリアオーバー）案件

適切な収益・費用認識を行うため、費用処理、グループ間取引におけるルール・プロセスを見直しました。具体的には、経費の申請部門・経理部門等で、経費の管理資料に基づき、推移分析による異常値管理、各種引当金算定結果の確認等のチェック・統制を強化しています。

4) 在庫評価

基準製造原価（TOV）改定についても改定時のルールを明確にし、半導体製造における前工程と後工程の標準原価が連動していることを確認するとともに、原価差額の配賦計算方法を工程別を実施する

ことを明確にしました。また、明確でなかった評価の対象となる在庫、評価基準を見直すとともに、会計原則と規程の教育を徹底しています。

5. J-SOX法対応の整備

これまで、J-SOX法対応がカンパニーで適切に実施されていなかった状況に鑑み、今回全社スタッフのJ-SOX推進担当（内部管理体制強化プロジェクトチームJ-SOX推進担当）の員数を従来の4名から10名に増強しました。J-SOX推進担当は、カンパニーにおけるJ-SOX法対応が適切に実施されるためのサポートを実施しています。また、J-SOX法に関する体制と仕組み、運用状況に関しては、内部監査部が監査を行うこととしています。

加えて、全社スタッフのJ-SOX推進担当者がカンパニー担当者に対して、定期的な研修を実施し、カンパニー担当者の専門性担保に努めています。

6. 会計コンプライアンス委員会

執行役社長を委員長とし、監査委員会及び内部監査部がオブザーバーとして参加する会計コンプライアンス委員会を設置することにより、不適切な財務報告につながる端緒を適時かつ確に把握し、内部統制に脅威を与えるリスクを早期に発見するとともに、対応策を指示・検討する全社的な仕組みを構築しました。

Ⅲ. マネジメント・現場の意識改革

1. 意識改革・コンプライアンス強化

執行役社長から全従業員にメッセージを発信し、経営刷新委員会で議論されたコーポレート・ガバナンス改革案の着実な実行と当社グループ再生のために全力を挙げることを確約しました。また、社会的信頼回復に向け全社一丸で取り組むべく決意を示すとともに、従業員からも忌憚ない意見を募るため従業員アンケートを実施しました。さらに、経営トップの意識

改革のため、役員及び上級管理職を対象とした意識改革研修を2015年10月、12月及び2016年3月に実施し、今後も継続していく予定です。

2. 会計コンプライアンス教育の実施

役員及び上級管理職を対象とした意識改革研修に加え、会計コンプライアンスについての実効性を高めるため、従業員に対しても、役職・業務内容に応じた階層別、職能別教育を実施しました。今後も継続的に実施していきます。

◎構造改革の断行

電子デバイス部門の半導体におけるシステムLSI、ディスクリートの各事業部門、ライフスタイル部門のパソコン、映像、家庭電器の各事業部門、全社スタッフ部門等において、構造改革を断行しました。

これに伴い、構造改革実施部門において、当社グループ内で再配置を行った約3,000名を含め国内外合わせて約14,000名を減員しました。

◎事業ポートフォリオ及び事業運営体制の見直し

2016年度をスタートとする中期経営計画において、次の項目について検討・改革を進めています。同計画は2016年3月18日に開催した2016年度事業計画説明会にて公表しました。

1. 事業ポートフォリオ

- 1) 当社の技術や製品を通じ社会の様々な課題を克服し、豊かで安全・安心な人々の暮らしの実現に貢献できるよう、その基盤を担う、エネルギー事業、社会インフラ事業、ストレージ事業を今後の注力領域とします。
- 2) ヘルスケア事業については、今後の成長が期待される注力事業の一つでしたが、本来持つポテンシャルを最大限発揮し、企業価値・顧客価値の最大化を図るとともに、財務体質強化を実現するため、2016年3月、東芝メディカルシステムズ(株)の株式売却を決定し、キ

ヤノン(株)と株式等譲渡契約を締結しました。

- 3) 家庭電器事業については、歴史と伝統のある当社を代表する事業の一つでしたが、事業運営の更なる効率化を図ると同時に、他社との事業再編も視野に入れ、構造改革を断行しました。具体的には、2016年3月に、当社の連結子会社で家電事業を担当する東芝ライフスタイル(株) (TLSC) の映像事業を分社化した上、家電事業を残したTLSCの株式の80%超を中国家電メーカー大手である美的集团股份有限公司グループに譲渡することに最終合意しました。
 - 4) 2016年4月、パソコン事業を分社化し、国内企業向け販売会社と統合し、効率化しました。具体的には、2016年2月にパソコン事業を東芝情報機器(株) (同年4月1日付で東芝クライアントソリューション(株)に商号変更) に会社分割により継承させる吸収分割契約を締結し、同年4月をもって同社に同事業を継承させました。
 - 5) システムLSI事業については、市場の成長が見込まれる、車載用を含むアナログIC、モータ制御ドライバ等、当社グループの技術的優位性が高い注力分野へ経営資源を集中するほか、200mm及び150mmウェハー製造ラインの効率的な一体運営を図るべく、2016年2月、大分工場における同事業の一部を岩手東芝エレクトロニクス(株) (同年4月1日付で(株)ジャパンセミコンダクターに商号変更) に会社分割により承継させる吸収分割契約を締結しました。またCMOSイメージセンサ事業から撤退することとし、2016年3月に同工場の300mmウェハー製造ラインをソニー(株)に譲渡しました。
- ### 2. 小さく強じんな本社の確立
- 全社スタッフ機能をスリム化し、将来に向けた戦略策定を中心ミッションとする組織体制へ移行すると同時に、カンパニーの自主自律経営を強化することを目的に、事業運営に必要な機能はカンパニーに移管します。

これを受け、2016年4月1日付で全社スタッフ部門の再編を行いました。その中で、当社グループの事業活動を適時適切に発信し、ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを強化するため、「広報・IR部」を社長直下に位置付け、特に株式市場に対する適時適切な情報開示を充実させるため、同部門の下に「情報開示推進室」を新設しました。また、財務会計機能と管理会計機能を分割し会計処理に対する内部統制機能を強化するため、財務部を廃止し、「財務管理部」及び「主計部」を新設しました。

3. カンパニー体制の見直し

エネルギー事業、社会インフラ事業、ストレージ事業の3事業に注力した事業体制構築のため、7カンパニーを4カンパニーへ再編しました。

- 1) 電力システム社、社会インフラシステム社及びコミュニティ・ソリューション社の3カンパニーを、「エネルギーシステムソリューション社」と「インフラシステムソリューション社」の2カンパニーに統合再編しました。
- 2) セミコンダクター&ストレージ社を「ストレージ&デバイスソリューション社」に改称しました。
- 3) 医用機器子会社である東芝メディカルシステムズ(株)の売却に伴い、ヘルスケア社を廃止し、「ライフサイエンス事業統括部」を新設しました。
- 4) パーソナル&クライアントソリューション社を廃止しました。パーソナル&クライアントソリューション社管下の青梅事業所を全社スタッフ部門に位置付けました。

◎財務基盤の整備

当期利益至上主義に陥った反省を踏まえ、キャッシュフロー重視の経営をより一層推進し、構造改革の実施等により悪化した財務基盤を改善させることを最優先の経営課題として取り組んでまいります。

1. 財務基盤の整備施策

- 1) 資源投入の上限を厳しく設定し、事業ポートフォリオに基づき、キャッシュを創出する事業領域へ投資を集中します。

この方針に基づき、2016年度設備投資・投融資は、注力領域であるエネルギー事業・ストレージ事業を中心に重点投資し、その他は原則として老朽更新に限定します。また、研究開発についてもキャッシュを創出する技術に集中するとともに、長期的展望に立ち、新たな成長事業創出に向けた研究開発を進めていきます。

- 2) カンパニー連結ベース有利子負債残高の運用を厳格化し、有利子負債削減へ向けた管理体制を強化します。

2. 資産売却

保有する株式及び不動産については聖域なく保有意義を見直し、売却を進めています。実施済みの東芝メディカルシステムズ(株)、昇降機事業のパートナーであるフィンランド法人KONE社、関連会社の(株)トプコン等の株式等売却も含め、2016年度末までに保有資産を見直し1兆円以上の資金を捻出する計画です。

以上のとおり当社は改革を進めているところではありますが、このような事態に立ち至りましたことを改めて深くお詫び申し上げます。株主の皆様からの信頼を取り戻すべく、経営陣以下全社一丸となって全力で取り組んでまいります。

2 当社グループの損益及び財産の状況の推移

(1) 当社グループ(連結)

区 分	第174期	第175期	第176期	第177期(当期)
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
売 上 高(億円)	51,405	58,898	61,147	56,687
当 期 純 損 益(億円)	134	602	△378	△4,600
1 株 当 たり 当 期 純 損 益	3円17銭	14円23銭	△8円93銭	△108円64銭
総 資 産(億円)	60,216	61,725	63,348	54,333

(注) 米国会計基準における「当社株主に帰属する当期純損益」を当期純損益として表示しています。

(2) 当 社(単独)

区 分	第174期	第175期	第176期	第177期(当期)
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
売 上 高(億円)	28,990	32,890	32,324	28,753
当 期 純 損 益(億円)	△334	541	△600	△3,300
1 株 当 たり 当 期 純 損 益	△7円90銭	12円77銭	△14円17銭	△77円94銭
総 資 産(億円)	39,514	40,231	37,685	35,980

3 当社の剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な成長のための戦略的投資等を勘案しつつ、連結配当性向30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指しています。

当社グループの当期の業績は誠に遺憾ながら営業損益、純損益ともに過去最大の赤字を計上いたしました。このような状況に鑑み、当期の剰余金の配当に関しましては、見送らせていただきました。

4 重要な当社グループ会社の状況

2016年3月31日現在

部 門	会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容	所在地
電力・社会インフラ	東 芝 プ ラ ン ト シ ス テ ム (株)	百万円 11,876	% 61.5	発電システム、社会・産業システムのエンジニアリング、施工、試験、調整、保守、サービス	横浜市
	東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社	千米ドル 4,000,000	87.0	原子力事業にかかわる持株会社	米国
	東芝原子力エナジーホールディングス(英国)社	千米ドル 1,400,000	87.0	原子力事業にかかわる持株会社	英国
	東芝アメリカ原子力エナジー社	千米ドル 676,000	100.0	原子力発電機器の販売・建設・保守	米国
	ランディス・ギアホールディング社	千スイスフラン 295,100	60.0	ランディス・ギア社等の持株会社	スイス
コミュニティ・ソリューション	東 芝 テ ッ ク (株)	百万円 39,971	52.8	流通・事務用機器の開発、設計、製造、販売、保守	東京都品川区
	東 芝 エ レ ベ ー タ (株)	百万円 21,408	80.0	各種エレベーター、エスカレーター等昇降機関係の開発、設計、製造、販売、据付工事、保守、修理工事並びにビル関連の施設工事・遠隔監視及びビル管理	川崎市
電子デバイス	東 芝 ア メ リ カ 電 子 部 品 社	千米ドル 60,393	100.0	メモリ、HDD、SSD、CPU、ロジック、ASIC、パイポーラ、ディスプレイ、CRT、MDT、マグネトロン、その他電子部品の販売	米国
	東芝情報機器フィリピン社	千米ドル 95,481	100.0	HDD、SSDの製造、販売	フィリピン
	東芝エレクトロニクス台湾社	千台湾ドル 50,000	100.0	メモリ、HDD、SSD、ミックスドシグナルIC、ロジックLSI、ASIC、ディスプレイ、その他電子部品の販売	台湾
ライフスタイル	東 芝 ラ イ フ ス タ イ ル (株)	百万円 13,500	100.0	テレビ、生活家電機器等の開発、設計、製造、販売	青梅市
そ の 他	東 芝 ソ リ ュ ー シ ョ ン (株)	百万円 23,500	100.0	IT関連ソリューションのコンサルティング、開発、販売、保守、運用管理	川崎市
	東 芝 ア メ リ カ 社	千米ドル 1,869,590	100.0	北米地域総括会社、持株会社	米国
	東 芝 国 際 調 達 台 湾 社	千台湾ドル 26,000	100.0	パソコン、関連部品等の調達、輸出	台湾

(注) 1.上記を含む米国会計基準に基づく連結子会社は550社、持分法適用会社は140社です。重要な持分法適用会社には、芝浦メカトロニクス(株)、東芝機械(株)があります。

2.当社は、2015年9月、(株)トプコンの株式を売却し、同社は重要な持分法適用会社から外れました。

3.当社は、2016年3月、東芝メディカルシステムズ(株)の売却を決定し、同社の全株式を確実に譲渡いたしましたので、同社は重要な当社グループ会社から外れました。

4.東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社は、ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社の持分の全部を実質的に所有しています。

5.議決権比率は、間接所有を含んでいます。

5 当社の株式及び新株予約権の状況

2016年3月31日現在

(1)発行可能株式総数	10,000,000,000株
(2)発行済株式の総数	4,237,602,026株
(3)株主総数	437,466名
(4)大株主	

株主名	所有株式数	持株比率
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	185,468 ^{千株}	4.4%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) (信 託 口)	142,837	3.4
東 芝 持 株 会	130,075	3.1
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株) (信 託 口)	116,693	2.8
第 一 生 命 保 険 (株)	115,159	2.7
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	110,352	2.6
JPMCB:CREDIT SUISSE SECURITIES EUROPE-JPY 1007760	62,422	1.5
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株) (信 託 口 9)	59,757	1.4
B N Y M L - N O N T R E A T Y A C C O U N T	57,492	1.4
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株) (信 託 口 4)	56,383	1.3

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しています。

(5)所有者別持株比率

区分	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他
					個人以外	個人	
比率	0.0%	29.0	1.2	3.2	28.3	0.1	38.2

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しています。

(6)新株予約権

該当事項はありません。

6 当社グループの主要な借入先 2016年3月31日現在

借入先	借入金残高
(株) み ず ほ 銀 行	1,834億円
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,768
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	1,310
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,112

7 当社グループの資金調達状況

当社が2015年9月15日付で特設注意市場銘柄への指定を受けたことを踏まえ、今後のマーケット環境の一時的な変化など不測の事態への対応として、安定的な資金調達の手段を確保することにより手元資金の流動性を補完することを目的とし、新たに2015年9月に複数の取引銀行と総額4,000億円のコミットメントライン契約を締結しました。当期末時点における当該契約の借入実行残高はありません。

また、東芝メディカルシステムズ(株)の株式等を6,655億円、フィンランド法人KONE社の株式を1,188億円、(株)トプコンの株式を486億円、NREG東芝不動産(株)の株式を370億円で売却するなどして、資金を捻出しました。

設備投資等の資金は、主として自己資金等をもって充当しました。

8 当社グループの設備投資等の状況

(1) 概況

当期は、注力領域であるエネルギー事業、ストレージ事業に対する継続的な投資は厳選して実施し、その他は投資種別ごとに厳格に選別の上実施した結果、投融資を加えた投資総額は3,271億円となりました。このうち、設備投資につきましては、発注ベースで、前年度実績の3,366億円から334億円減額の、3,032億円になりました。

電子デバイス部門では、NAND型フラッシュメモリの競争力強化のため、最先端の微細加工プロセスを行うための製造設備に継続的に投資するとともに、将来の製造棟の建設に備え、四日市工場の隣接地取得に着手しました。

なお、上記設備投資額には、持分法適用会社であるフラッシュフォワード合同会社等が実施した投資のうち当社分が含まれています。

(単位：億円)

部 門	設備投資金額 (注1)	投融資金額 (注2)	総額
電力・社会インフラ	498	4	502
コミュニティ・ソリューション	250	223	473
電子デバイス	2,022	10	2,032
ライフスタイル	20	0	20
その他	242	2	244
合 計	3,032	239	3,271

(注) 1.無形固定資産を含む、発注ベース。
2.支払ベース。

(2) 主要設備投資

	部 門	概 要
当 期 完 成	電子デバイス	・NAND型フラッシュメモリ製造建屋、建屋内装・動力設備、製造設備(当社四日市工場)
当 期 発 注	電子デバイス	・NAND型フラッシュメモリ製造設備(当社四日市工場)

(3) 主要投融資

部 門	概 要
コミュニティ・ソリューション	・東芝テック(株)による米国IBM社からの東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)の株式取得

9 当社役員の氏名、担当等

2016年3月31日現在

(1) 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	室 町 正 志		
取 締 役	綱 川 智		
取 締 役	牛 尾 文 昭		
取 締 役	平 田 政 善		
社 外 取 締 役	伊 丹 敬 之	指名委員会委員、監査委員会委員	東京理科大学イノベーション研究科教授、JFEホールディングス㈱社外監査役、(株)商船三井社外監査役
取 締 役	野 田 晃 子	監査委員会委員、報酬委員会委員	
社 外 取 締 役	池 田 弘 一	指名委員会委員、報酬委員会委員	アサヒグループホールディングス㈱相談役、(株)小松製作所社外取締役、住友化学㈱社外取締役、公益財団法人全国法人会総連合会長、一般社団法人東京法人会連合会会長
社 外 取 締 役	古 田 佑 紀	報酬委員会委員長、監査委員会委員	神奈川大学大学院法務研究科特任教授
社 外 取 締 役	小 林 喜 光	指名委員会委員長、報酬委員会委員	(株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長、三菱化学㈱取締役会長、(株)地球快速適化インスティテュート取締役会長、公益社団法人経済同友会代表幹事、一般社団法人産業競争力懇談会理事長、一般社団法人日本化学工業協会会長
社 外 取 締 役	佐 藤 良 二	監査委員会委員長、指名委員会委員	
社 外 取 締 役	前 田 新 造	取締役会議長、指名委員会委員、報酬委員会委員	(株)資生堂相談役、ユアサ商事㈱社外取締役、学校法人資生堂学園理事長、公益財団法人東京観光財団理事長、東京商工会議所副会頭

(注) 1. 2014年6月25日開催の第175期定時株主総会において選任され就任した取締役16名全員が、2015年6月25日開催の第176期定時株主総会において、同総会の終結後1年以内に開催される最初の臨時株主総会の終結の時までを任期として再任され就任しました。
2. 野田晃子氏は、非業務執行取締役です。

3.事業年度中に退任した取締役は次のとおりです。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任事由	退任日
取締役副会長	佐々木 則 夫		辞 任	2015年7月21日
取締役	田 中 久 雄	報酬委員会委員	辞 任	2015年7月21日
取締役	下 光 秀二郎		辞 任	2015年7月21日
取締役	深 串 方 彦		辞 任	2015年7月21日
取締役	小 林 清 志		辞 任	2015年7月21日
取締役	真 崎 俊 雄		辞 任	2015年7月21日
取締役	前 田 恵 造		辞 任	2015年7月21日
取締役	久 保 誠	監査委員会委員長	辞 任	2015年7月21日
取締役	西 田 直 人		任 期 満 了	2015年9月30日
取締役	島 岡 聖 也	監査委員会委員	任 期 満 了	2015年9月30日
社 外 取 締 役	島 内 憲	報酬委員会委員長、監査委員会委員	任 期 満 了	2015年9月30日
社 外 取 締 役	斎 藤 聖 美 (戸籍上の氏名：武井聖美)	監査委員会委員、報酬委員会委員 ジェイ・ボンド東短証券㈱代表取締役社長、鹿島建設㈱社外取締役、㈱かんぽ生命保険社外取締役、昭和電工㈱社外監査役	任 期 満 了	2015年9月30日
社 外 取 締 役	谷 野 作 太 郎	指名委員会委員長、監査委員会委員 公益財団法人日中友好会館顧問、アルコニックス㈱社外取締役、スズキ㈱社外取締役	任 期 満 了	2015年9月30日

- 4.2015年9月30日開催の臨時株主総会において、取締役室町正志、同牛尾文昭、社外取締役伊丹敬之の3氏は再任され、取締役綱川智、同平田政善、非業務執行取締役野田晃子、社外取締役池田弘一、同古田佑紀、同小林喜光、同佐藤良二、同前田新造の8氏は、新たに選任され就任しました。
- 5.監査委員会委員長佐藤良二氏及び監査委員会委員野田晃子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査委員会委員伊丹敬之氏は、経営戦略をはじめ企業経営全般について幅広く研究しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 6.社外取締役伊丹敬之、同池田弘一、同古田佑紀、同小林喜光、同佐藤良二、同前田新造の6氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。
- 7.執行役を兼務している取締役における重要な兼職の状況は、(3)執行役の表に記載しています。
- 8.当社は、2015年9月30日開催の臨時株主総会の終結の時までは、監査委員会に対する社内の情報の円滑な共有等の観点から、社内出身の監査委員を常勤の監査委員に選定しておりました。その後、同総会後の新体制においては、監査委員会の独立性を強化するために原則として監査委員の全員を独立社外取締役とすることとしたことから、常勤の監査委員は選定いたしませんでした。ただし、監査委員会室の人員を増強し、かつ、監査委員会の直轄組織として内部監査部を置き、これらの組織から監査委員会への円滑な情報共有を可能とすること等により、別途監査委員会に対して適切に社内の情報が伝達される方策を実施いたしました。
- なお、2015年度の期末監査を控え、監査委員会委員長が本社に常勤して監査委員会室及び内部監査部に機動的に指示を行い、執行側からの報告徴求・調査機能を更に強化するため、独立社外取締役である佐藤良二氏において当社に常勤することのできる態勢を整えていただいた上、2016年4月1日から、同氏を常勤の監査委員に選定しました。

(2) 社外取締役

①重要な兼職先と当社との関係

当社は、JFEホールディングス(株)及びその子会社から成るJFEグループ、昭和電工(株)、鹿島建設(株)、(株)かんぽ生命保険、アルコニックス(株)、スズキ(株)、アサヒグループホールディングス(株)及びその子会社から成るアサヒグループ、(株)小松製作所、住友化学(株)、(株)三菱ケミカルホールディングス及びその子会社から成る三菱ケミカルグループ、(株)資生堂及びユアサ商事(株)と取引関係があります。いずれについても、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。社外取締役のその他の重要な兼職先との間に、開示すべき関係はありません。

②主な活動状況

ア. 取締役会及び各委員会への出席状況等

当期は、取締役会が24回、指名委員会が14回、監査委員会が46回、報酬委員会が9回開催され、社外取締役は適宜必要な発言を行いました。取締役会の決議案件については、事前に担当のスタッフ等から内容の説明を受け、また、執行役との意思疎通、情報共有に努めました。

監査委員である社外取締役については専任の監査委員会室スタッフからサポートを受け、指名委員、報酬委員である社外取締役については担当のスタッフ等から必要に応じてサポートを受けました。

氏 名	担 当	個々の活動状況
伊 丹 敬 之	指名委員会委員、 監査委員会委員	取締役会に23回(96%)、指名委員会に12回(86%)、報酬委員会(2015年9月まで)に3回(100%)出席しました。また、監査委員会委員(2015年7月から2015年9月までは監査委員会委員長)に就任した2015年7月以降、監査委員会に29回(94%)出席しました。経営学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
島 内 憲	報酬委員会委員長、 監査委員会委員	2015年9月30日に任期満了により退任するまでの間、取締役会に14回(100%)、報酬委員会に3回(100%)、監査委員会に25回(96%)出席しました。外交官としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
斎 藤 聖 美	監査委員会委員、 報酬委員会委員	2015年9月30日に任期満了により退任するまでの間、取締役会に14回(100%)、監査委員会に26回(100%)、報酬委員会に3回(100%)出席しました。経営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
谷 野 作 太 郎	指名委員会委員長、 監査委員会委員	2015年9月30日に任期満了により退任するまでの間、取締役会に14回(100%)、指名委員会に5回(100%)、監査委員会に25回(96%)出席しました。外交官としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
野 田 晃 子	監査委員会委員、 報酬委員会委員	取締役に就任した2015年9月以降、取締役会に10回(100%)、監査委員会に20回(100%)、報酬委員会に6回(100%)出席しました。公認会計士としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
池 田 弘 一	指名委員会委員、 報酬委員会委員	取締役に就任した2015年9月以降、取締役会に10回(100%)、指名委員会に9回(100%)、報酬委員会に5回(83%)出席しました。経営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
古 田 佑 紀	報酬委員会委員長、 監査委員会委員	取締役に就任した2015年9月以降、取締役会に10回(100%)、報酬委員会に6回(100%)、監査委員会に20回(100%)出席しました。法律家としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
小 林 喜 光	指名委員会委員長、 報酬委員会委員	取締役に就任した2015年9月以降、取締役会に9回(90%)、指名委員会に9回(100%)、報酬委員会に5回(83%)出席しました。経営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。

氏 名	担 当	個々の活動状況
佐 藤 良 二	監査委員会委員長、 指名委員会委員	取締役就任後、2015年9月以降、取締役会に10回(100%)、監査委員会に20回(100%)、指名委員会に9回(100%)出席しました。公認会計士としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
前 田 新 造	取締役会議長、 指名委員会委員、 報酬委員会委員	取締役就任後、2015年9月以降、取締役会に10回(100%)、指名委員会に9回(100%)、報酬委員会に6回(100%)出席しました。経営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。

(注) 野田晃子氏は非業務執行取締役ですが、2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)における社外取締役の要件を満たしているため、同氏を実質的な社外取締役として位置付け、その活動状況を開示しております。

イ. 当社の法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行に関する対応の概要

当社は、多額の不適切な会計処理が2008年度から2014年度までの長期にわたり行われていたことが判明し、2015年9月、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当該有価証券報告書等への虚偽記載の事実を受け、東京証券取引所及び名古屋証券取引所から当社株式を特設注意市場銘柄に指定され、上場契約違約金を徴求する旨の通知を受けるとともに、同年12月、金融庁長官から課徴金納付命令を受けました。

社外取締役である伊丹敬之氏は、本件事実が発覚するまで、当該事実を認識しておりませんでした。同氏は日頃から当社取締役会等において、コンプライアンスの強化徹底の観点から発言を行ってまいりました。本件事実の発覚後、同氏は2015年7月22日に監査委員会委員長(2015年9月以降は監査委員会委員)に就任するとともに、同月29日に設置された経営刷新委員会の委員長に就任し、本件の再発防止策として、取締役会の機能と構成、監督機関の強化を中心に当社のコーポレート・ガバナンス改革の基本方針に関する提言を行うなど、適切にその職務を遂行しました。社外取締役である島内憲、斎藤聖美、谷野作太郎の3氏も、同様に、本件事実が発覚するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から当社取締役会等において、コンプライアンスの強化徹底の観点から発言を行ってまいりました。3氏は、本件事実の発覚後、経営刷新委員会の委員に就任し、本件の再発防止策として、取締役会の機能と構成、監督機関の強化を中心に当社のコーポレート・ガバナンス改革の基本方針に関する提言を行うなど、適切にその職務を遂行しました。

また、非業務執行取締役である野田晃子、社外取締役である池田弘一、同古田佑紀、同小林喜光、同佐藤良二、同前田新造の6氏は、本件事実の発覚後、2015年9月に非業務執行取締役又は社外取締役に就任する前から、経営刷新委員会のオブザーバー又は委員として同委員会の審議に参加し、再発防止策として、取締役会の機能と構成、監督機関の強化を中心に当社のコーポレート・ガバナンス改革の基本方針に関する提言を行うとともに、非業務執行取締役又は社外取締役に就任して以降、本件の再発防止策の実施状況を監視するなど、適切にその職務を遂行しました。

③責任限定契約

当社は、伊丹敬之、島内憲、斎藤聖美、谷野作太郎、野田晃子、池田弘一、古田佑紀、小林喜光、佐藤良二、前田新造の10氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、1,000万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約をそれぞれ締結しています。

(3) 執行役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表執行役社長(*)	室 町 正 志		エイチ・ツー・オーリテイリング(株)社外監査役、一般社団法人日本ファインセラミックス協会会長、一般財団法人家電製品協会理事長
代表執行役副社長	志 賀 重 範	代表執行役社長補佐、電力・社会インフラ事業グループ担当、コミュニティ・ソリューション事業グループ担当	東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社取締役社長、東芝原子力エナジーホールディングス(英国)社取締役社長、東芝テック(株)社外取締役
代表執行役副社長	成 毛 康 雄	代表執行役社長補佐、インダストリアルICTソリューション事業担当、電子デバイス事業グループ担当、品質推進部担当	
代表執行役副社長(*)	綱 川 智	代表執行役社長補佐、ヘルスケア事業グループ担当、ライフスタイル事業グループ担当、経営企画部担当、ヘルスケア社社長	
代表執行役専務(*)	牛 尾 文 昭	コーポレートコミュニケーション部担当、人事・総務部担当、経営刷新推進部長	一般財団法人海外邦人医療基金会長
執行役専務	西 田 直 人	研究開発統括部担当	
執行役専務	前 川 治	プロジェクト審査部担当、次世代エネルギー事業開発プロジェクトチームプロジェクトマネージャー	
執行役専務	竹 中 直 紀	営業統括部担当、デザインセンター担当、支社担当	
代表執行役上席常務(*)	平 田 政 善	財務部担当(CFO)	
執行役上席常務	豊 原 正 恭	中国総代表	東芝中国社董事長
執行役上席常務	錦 織 弘 信	インダストリアルICTソリューション社社長	東芝ソリューション(株)取締役社長
執行役上席常務	秋 葉 慎一郎	コミュニティ・ソリューション社社長	
執行役上席常務	横 田 岳 志	社会インフラシステム社社長	
執行役上席常務	油 谷 好 浩	電力システム社社長	
執行役上席常務	風 尾 幸 彦	電力システム社統括技師長、電力システム社品質統括責任者、電力・社会システム技術開発センター長	
執行役上席常務	森 誠 一	セミコンダクター&ストレージ社社長	
執行役上席常務	斉 藤 史 郎	研究開発統括部長	特定非営利活動法人バイオチップコンソーシアム会長

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
執 行 役 上 席 常 務	大 谷 文 夫	米州総代表	東芝アメリカ社取締役会長
執 行 役 常 務	各 務 正 一	ヘルスケア社副社長	
執 行 役 常 務	岡 村 潔	電力システム社社長附	東芝アメリカ原子力エネルギー社取締役社長
執 行 役 常 務	安 達 竹 美	社会インフラシステム社副社長	
執 行 役 常 務	下 辻 成 佳	インダストリアルICTソリューション社副社長	
執 行 役 常 務	栗 原 洋	社会インフラシステム社社長附	ランディス・ギア社取締役会長、コンサート社取締役会長
執 行 役 常 務	橋 本 紀 晃	内部管理体制強化プロジェクトチームプロジェクトマネージャー	
執 行 役 常 務	村 戸 英 仁	欧州総代表	東芝ヨーロッパ社取締役社長、東芝P C & ネットワーク上海社董事長
執 行 役 常 務	早 坂 伸 夫	セミコンダクター&ストレージ社統括技師長	
執 行 役 常 務	原 園 浩 一	社会インフラシステム社電力流通システム事業部長	
執 行 役 常 務	長谷川 功 宏	生産技術統括部担当、調達部担当	
執 行 役 常 務	櫻 井 直 哉	法務部担当、輸出管理部担当、監査委員会室長	
執 行 役 常 務	平 田 一 郎	営業統括部長	
執 行 役 常 務	横 溝 英 樹	関西支社長	
執 行 役 常 務	大 塚 仁	内部監査部長	

(注) 1. *は取締役を兼務しています。

2. 2014年6月25日開催の第175期定時株主総会の終結後に最初に招集された取締役会において選任され就任した執行役37名全員が、2015年6月25日開催の第176期定時株主総会の終結後に最初に招集された取締役会において再任され就任しました。

3. 室町正志氏は、代表執行役及び執行役に選任され、また牛尾文昭氏は、新たに代表執行役に選定され、2015年7月22日に就任しました。

4. 平田政善氏は、新たに代表執行役及び執行役に選任され、2015年9月7日に就任しました。

5. 2015年9月30日時点で在任していた執行役32名全員が2015年9月30日付で辞任し、齋藤浩、徳光重則、井頭弘、田嶋茂の4氏を除く28名は、2015年9月30日開催の臨時株主総会の終結後に最初に招集された取締役会において選任され就任しました。

6. 櫻井直哉、平田一郎、瀧口登志夫、横溝英樹、大塚仁の5氏は、2015年9月30日開催の臨時株主総会の終結後に最初に招集された取締役会において新たに執行役に選任され就任しました。

7. 志賀重範、成毛康雄、綱川智の3氏は、新たに代表執行役に選定され、2015年9月30日に就任しました。

事業報告

8.事業年度中に退任した執行役は次のとおりです。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任事由		退任日
代表執行役社長(*)	田 中 久 雄	公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会会長、一般財団法人家電製品協会理事 長	辞	任	2015年7月21日
代表執行役副社長(*)	下 光 秀二郎	代表執行役社長補佐、コミュニティ・ソリューション事業グループ分担、営業統括部担当、コーポレートコミュニケーション部担当、デザインセンター担当、支社担当 東芝テック㈱社外取締役	辞	任	2015年7月21日
代表執行役副社長(*)	深 串 方 彦	代表執行役社長補佐、経営企画部担当、生産性向上プロジェクトチームプロジェクトマネージャー	辞	任	2015年7月21日
代表執行役副社長(*)	小 林 清 志	代表執行役社長補佐、電子デバイス事業グループ分担、品質推進部担当	辞	任	2015年7月21日
代表執行役副社長(*)	真 崎 俊 雄	代表執行役社長補佐、電力・社会インフラ事業グループ分担	辞	任	2015年7月21日
代表執行役専務 (*)	前 田 恵 造	財務部担当 (CFO)	辞	任	2015年7月21日(代表執行役) 2015年8月31日(執行役)
執行役上席常務	大 角 正 明	米州総代表 東芝アメリカ社取締役会長	辞	任	2015年7月29日
執行役専務	齋 藤 浩	リスクマネジメント部担当 大阪中小企業投資育成㈱代表取締役社長	辞	任	2015年9月30日
執行役上席常務	徳 光 重 則	ライフスタイル事業グループ分担 東芝エルアラビビジュアルプロダクツ社取締役会長	辞	任	2015年9月30日
執行役常務	井 頭 弘	経営監査部長	辞	任	2015年9月30日
執行役常務	田 崎 茂	関西支社長	辞	任	2015年9月30日
執行役常務	瀧 口 登志夫	ヘルスケア社社長 東芝メディカルシステムズ㈱代表取締役社長	辞	任	2016年3月16日

事業報告

9.2016年4月に次のとおり担当を変更しました。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代 表 執 行 役 副 社 長	志 賀 重 範	代表執行役社長補佐、エネルギーシステムソリューション社担当、インフラシステムソリューション社担当、エネルギーシステムソリューション社社長	東芝原子力エナジーホールディングス（米国）社取締役社長、東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社取締役社長、東芝テック株式会社外取締役
代 表 執 行 役 副 社 長	成 毛 康 雄	代表執行役社長補佐、ストレージ&デバイスソリューション社担当、部品材料事業統括部担当、ODD事業統括部担当、インダストリアルICTソリューション社担当	
代表執行役副社長（＊）	綱 川 智	代表執行役社長補佐、ライフサイエンス事業統括部担当、経営企画部担当、広報・IR部担当	
代 表 執 行 役 専 務（＊）	牛 尾 文 昭	人事・総務部担当、経営刷新推進部長	一般財団法人海外邦人医療基金会長
執 行 役 専 務	西 田 直 人	技術統括部担当	
執 行 役 専 務	前 川 治	プロジェクト審査部担当	
執 行 役 専 務	竹 中 直 紀	営業統括部担当、支社担当	
代表執行役上席常務（＊）	平 田 政 善	財務管理部・主計部担当（CFO）	
執 行 役 上 席 常 務	秋 葉 慎一郎	インフラシステムソリューション社社長	
執 行 役 上 席 常 務	横 田 岳 志	エネルギーシステムソリューション社副社長	
執 行 役 上 席 常 務	油 谷 好 浩	エネルギーシステムソリューション社副社長	
執 行 役 上 席 常 務	風 尾 幸 彦	エネルギーシステムソリューション社統括技師長、エネルギーシステムソリューション社品質統括責任者、電力・社会システム技術開発センター長	
執 行 役 上 席 常 務	森 誠 一	ストレージ&デバイスソリューション社社長	
執 行 役 上 席 常 務	斉 藤 史 郎	技術統括部長	特定非営利活動法人バイオチップコンソーシアム会長
執 行 役 常 務	各 務 正 一	綱川代表執行役副社長補佐	

事業報告

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
執 行 役 常 務	岡 村 潔	エネルギーシステムソリューション社社長 附	東芝アメリカ原子力エナジー社取締役社長
執 行 役 常 務	安 達 竹 美	インフラシステムソリューション社品質統 括責任者	
執 行 役 常 務	栗 原 洋	エネルギーシステムソリューション社社長 附	ランディス・ギア社取締役会長、コンサート社取締 役会長
執 行 役 常 務	早 坂 伸 夫	ストレージ&デバイスソリューション社統 括技師長	
執 行 役 常 務	原 園 浩 一	エネルギーシステムソリューション社電力 流通システム事業部長	
執 行 役 常 務	長谷川 功 宏	生産調達統括部担当	
執 行 役 常 務	櫻 井 直 哉	法務部担当、監査委員会室長	

(4) 取締役会及び各委員会の活動状況

2015年9月30日開催の臨時株主総会の日以後の期間を中心とした、取締役会及び各委員会の主な活動状況は、以下のとおりです。

① 取締役会の活動状況

- ・独立社外取締役間の情報・問題意識を共有し、社外取締役の当社の事業等に対する理解を更に深めるとともに、当社グループの主要経営課題について議論をするため、独立社外取締役のみで構成される「取締役評議会」（いわゆるエグゼクティブ・セッション）を設置しました。取締役会に先立ち開催し、取締役会の付議事項の事前説明等を行い意見交換を行うとともに、取締役評議会を通じて得られた独立社外取締役の意見を経営に反映する等の運営を行っております。
- ・取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会報告事項の明確化・内容の充実を図りました。具体的には、取締役会への報告事項に月次業績に関する事項を加えるとともに、従来からの報告事項であった損失の危険の管理、コンプライアンス等に関する項目については、より具体的な報告基準に改めました。
- ・東芝メディカルシステムズ(株)の株式等の売却につき、同社の企業価値・顧客価値の最大化及び当社の財務体質強化の観点から審議し、キャノン(株)との間で東芝メディカルシステムズ(株)の株式等譲渡契約を締結することを決定しました。
- ・電子デバイス部門の半導体におけるシステムLSI、ディスクリートの各事業部門、ライフスタイル部門のパソコン、映像、家庭電器の各事業部門及び全社スタッフ部門等における構造改革について、それぞれ担当の執行役から詳細な説明を受け、当該構造改革の妥当性等につき審議し、決定しました。
- ・法令、定款、取締役会規則等に基づき、事業計画、予算、月次業績、リスク管理情報その他取締役及び執行役の職務執行状況について報告を受けました。

② 各委員会の活動状況

ア. 指名委員会

- ・会計処理問題の再発防止のため、経営トップの適格性の基準の明確化と具体的な候補者の適格性を適切に判断できる仕組みについて審議し、取締役の指名基準を見直すとともに、社外取締役の独立性基準を定めました。また、それらを踏まえ、指名委員会規則を改定しました。
- ・内部管理体制の強化及び企業風土変革に向けた取組として、社長信任調査の実施について審議し、2016年1月中旬から下旬にかけて、経営幹部115名に対し、執行役社長の経営者としての行動及びコンプライアンス姿勢に関する調査を実施しました。
- ・第177期定時株主総会が終結した後、最初で開催される取締役会に提出する執行役社長選定案について審議しました。

イ. 監査委員会

- ・会計処理問題に関し、再発防止策について、重要会議（取締役会、コーポレート経営会議等）への出席や執行役等に対するヒアリングを通じ、執行側の職務執行状況の監視を行い、経営トップに対する牽制の充実を図りました。また、内部監査部、内部管理体制強化プロジェクトチーム、経営刷新推進部等に対するヒアリングを、頻度を高めて行い、内部統制システムの改善状況や企業風土改革の推進状況を検証しました。
- ・人員を増強した監査委員会室、直轄組織とした内部監査部を通じ、経営状況に関する情報徴求を積極的行いました。また、更なる情報収集能力の強化を目的として、常勤の監査委員を設置することについて審議し、監査委員会委員長である社外取締役の佐藤良二氏を常勤の監査委員とすることを決議しました。
- ・会計処理問題に関し、2008年度から2014年度第3四半期までの間に取締役及び執行役であった者全員について、職務執行に関する任務懈怠責任があったか否か、当社としてその責任追及をすべきか否かにつき調査するため、役員責任調査委員会の設置を決議しました。当該調査委員会の報告・提言に基づき、西田厚聰、佐々木則夫、田中久雄、村岡富美雄、久保誠の5氏に対し、損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
- ・監査委員会に内部通報制度を設け、内部通報窓口の設置後、55件（うち会計に関するものは4件）の通報を受領し、対応しました。また、2015年9月30日以降に、執行側の内部通報窓口に通報された127件（うち会計に関するものは9件）の通報全件内容及び対応状況につき報告を受け、状況を検証しました。
- ・グループ会社監査役連絡会を開催し、連結子会社の監査役等との情報交換を行い、グループ会社新任監査役教育を実施し、当社グループの監査ガバナンス、監査品質の向上に努めました。
- ・コーポレート経営決定書による決定事項を確認し、社内規程にしたがって、適正に運営されていることを確認いたしました。

ウ. 報酬委員会

- ・2014年度の業績評価に基づき、執行役の職務報酬（業績連動部分）支給について審議しました。
- ・2015年9月30日に就任した取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容について審議しました。
- ・執行役の報酬水準、執行役の報酬体系・構成等のあり方について、経営トップに対して、合理的、実現可能な長期経営計画の策定を動機付けるための中長期的な企業価値に立脚した報酬設計を含めて審議しました。

10 当社役員の報酬内容の決定方針、報酬の支払額

(1) 報酬内容の決定方針

当社は、報酬委員会において以下のとおり当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めています。

取締役の主な職務は当社グループ全体の業務執行の監督であることから、取締役に対する報酬は優秀な人材を確保すること、その監督機能を有効に機能させることを主眼に決定することを基本方針としています。

執行役の職務は担当する部門の経営責任者として企業価値を高めることであることから、執行役に対する報酬は優秀な人材を確保すること、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に固定報酬・業績連動報酬のバランスを勘案し決定することを基本方針としています。

① 取締役に対する報酬

- ・執行役を兼務しない取締役の報酬については、常勤、非常勤の別、取締役の職務の内容に応じた額を固定

報酬として支給します。

- ・執行役を兼務する取締役に對しては、②に定める執行役に対する報酬のほかに、取締役固定報酬を支給します。

② 執行役に対する報酬

- ・執行役に対する報酬は、代表執行役社長、代表執行役副社長等の役位に応じた基本報酬と、執行役としての職務の内容に応じた職務報酬としています。
- ・職務報酬の40%ないし45%分については、全社又は担当部門の期末業績に応じて0倍（不支給）から2倍までの範囲で変動させます。

③ 水準について

優秀な経営人材を確保し、グローバル企業に相応しい報酬水準を決定します。具体的決定に当たっては上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び従業員の処遇水準をも勘案しています。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

区 分	人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	24人 (9)	230百万円 (88)
執 行 役	40	872

(注) 報酬等の額には、2015年9月30日開催の臨時株主総会の終結の時をもって退任した取締役及び同日開催の取締役会の終結の時をもって辞任した執行役の2015年4月から退任時までの報酬等の額、並びに当該株主総会までに辞任した取締役及び執行役の2015年4月から辞任時までの報酬等の額及び当該取締役会で就任した執行役のうち2016年3月末までに辞任した執行役の就任時から辞任時までの報酬等の額を含みます。

11 当社の会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 重要な当社グループ会社のうち、東芝原子力エネルギーホールディングス（米国）社、東芝原子力エネルギーホールディングス（英国）社、東芝アメリカ原子力エネルギー社、ランディス・ギアホールディング社、東芝アメリカ電子部品社、東芝情報機器フィリピン社、東芝エレクトロニクス台湾社、東芝アメリカ社、東芝国際調達台湾社は、新日本有限責任監査法人以外の監査法人の監査を受けています。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
当社が支払うべき報酬等の額	1,885 百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	5,502

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬と金融商品取引法上の監査に対する報酬とを区別していないため、上記金額にはその合計額を記載しています。
2. 当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、会社法及び金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正にかかる監査業務に対する報酬等2,884百万円が含まれています。
3. 今回の会計処理問題を受け、新日本有限責任監査法人では、財務諸表監査及び内部統制監査を強化し、相当の追加工数が発生いたしました。新日本有限責任監査法人からは、通常の工数に当該追加工数を加えた報酬額の請求を受けましたが、監査委員会としては、当該請求額は適正妥当であると判断し、会計監査人の報酬等について同意したものです。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員の全員の同意によって、会計監査人を解任します。
- ② 監査委員会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に係る株主総会提出議案の内容を決定します。
- ア. 会計監査人が法令違反による行政処分を受けた場合
- イ. 会計監査人が日本公認会計士協会の定めるところによる処分等を受けた場合
- ウ. 会計監査人から監査契約を継続しない旨の通知を受けた場合
- エ. 会計監査の適正化及び効率化等を図る場合

(4) 会計監査人が受けた業務停止処分に関する事項

- ① 処分の対象者
新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）
- ② 処分の内容
- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3 か月（2016年1月1日から同年3月31日まで）
 - ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ③ 処分理由
- ア. 新日本有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）は、当社の2010年3月期、2012年3月期及び2013年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- イ. 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。
- なお、当社の2012年3月期及び2013年3月期の財務書類についての虚偽の証明に関し、当監査法人に対し、21億1,100万円の課徴金の納付が命じられた。

12 当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)等

(1) 当社及び当社子会社に関する業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

① 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。

イ. 当社の取締役会は、内部監査部長から定期的に内部監査結果の報告を受ける。

ウ. 当社の監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、内部監査部長から内部監査結果の報告を定期的に受ける。

エ. 当社の監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。

オ. 当社は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を策定し、継続的な役員研修の実施等により、当社の執行役に「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

カ. 内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部による会計監査及び適法性監査等が実効的に行われる体制を構築する。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 当社の執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

イ. 当社の執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社のChief Risk-Compliance Management Officer (以下、CROという。)は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。

イ. 当社の執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。

イ. 当社の取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、従業員の権限、責任を明確化する。

ウ. 当社の執行役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。

エ. 当社の執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」、「カンパニー権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。

オ. 当社の執行役は、業績評価委員会等により、当社グループの適正な業績評価を行う。

カ. 当社の執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社の代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

イ. 当社のCROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。

ウ. 当社は、当社役職員が当社の違法行為を認めた場合、当社の執行側に対して通報できる内部通報制度を設置し、当社の担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝グループ行動基準」に明記する。このほか、当社は、当社の監査委員会を内部通報窓口とする内部通報制度も設置し、問題の早期の情報収集に努める。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社は、「東芝グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。

- イ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
- ウ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
- エ. 子会社は、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
- オ. 当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。
- カ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。
- キ. 当社は、社名に「東芝」冠称の付与を許諾する関連会社に対し、原則として許諾契約において「東芝グループ行動基準」の採択を義務付ける。

(2) 当社の監査委員会の職務の執行のために必要な事項
取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に關する事項
当社の監査委員会の職務を補助するため10名程度で構成される監査委員会室を設置するとともに監査委員会室長を執行役とし、監査委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に關する事項
監査委員会は、当社の監査委員会室長及び監査委員会室の所属従業員の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、監査委員会室長は監査委員会の指揮に服する。監査委員会室の所属従業員は監査委員会及び監査委員会室長の指揮に服する。
- ③ 監査委員会への報告に関する体制
ア. 当社の取締役、執行役、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対して都度報告を行う。
イ. 当社の子会社は、「東芝グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査委員会に報告をする。また、当社は、子会社の監査役又は監査連絡責任者が当該子会社の違法行為等を認めた場合、監査委員会に対して通報できる「東芝グループ監査役ホットライン」を設置する。

ウ. 当社は、「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、当社の役職員又は国内の子会社の役職員が当社又は当該子会社の違法行為を認めた場合、当社の監査委員会に対して通報できる「監査委員会ホットライン」を設置する。

エ. 代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

- ④ 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査委員会に報告をした当社グループの役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に明記する。

- ⑤ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法404条4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。期中において必要が生じた場合は、監査委員の要請に基づき、担当部署における審議の上、予算の増額を行う。

- ⑥ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。

イ. 執行役、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。

ウ. 監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部に監査方針を提示し、内部監査部に対し監査指示を行う。内部監査部長は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告する。

エ. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。

オ. 担当執行役は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。

カ. 内部監査部長は執行役とし、監査委員会は、内部監査部長の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部長は監査委員会の指揮に服する。

- キ、監査委員は、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる権限を有する。

(3) 運用状況

①内部統制に関する重要な社内規程の改正等

会社法改正及び会計問題を踏まえ、「当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等」を2回改正しました。取締役会規則、取締役会規則運用基準及び取締役会運営要領を改定し、「損失の危険の管理」「コンプライアンス」等についての報告事項を充実させました。監督側の機能強化に伴い、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」を改正し、内部通報制度の詳細を定め、運用の明確化を図るため「内部通報制度運用規程」を制定しました。

②コンプライアンス委員会等の設置及び開催状況

当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進するためにリスクコンプライアンス委員会を2回開催し、全社重点施策を決定し、1年間推進しました。また、不適切な財務報告につながる端緒を適時に把握するとともに、内部統制に脅威を与えるリスクを早期に発見し、対応策を指示・検討するために会計コンプライアンス委員会を新たに設置し、2016年3月に2回開催しました。

③内部通報制度の整備状況等

当社は、執行側にリスク相談ホットライン（受付窓口は法律事務所又は社内を通報者が選択）を設置し、内部通報制度を活用しています。また、2015年10月から、監査側にも監査委員会室を内部通報窓口とする監査委員会ホットラインを新設しました。内部通報制度の活用を図るために、全従業員向けにメール及びe-learningで周知するとともに、内部通報事例の紹介を行い、内部通報制度の存在及び匿名性が厳格に担保されることの一層の周知徹底を図りました。内部通報件数は、会計処理に関するものを含め上半期81件、下半期182件あり、監査委員会及び取締役会に報告するとともに、会計に関する通報については、通報者の個人情報を明らかにせず、ただちに会計監査人にも報告しています。また、全ての内部通報について調査を行い、対応が必要な事項については対応を行っています。

④役職員に対するコンプライアンス関連研修の実施状況

経営幹部を対象に、意識改革、コンプライアンス意識の徹底、情報開示の重要性、インサイダー取引防止等の研修を3回実施しました。国内の組織長を対象に、意識改革研修を実施し、海外現地法人の責任者を対象に、会計処理問題の実態を説明するとともに会計コンプライアンス教育を実施しました。また、国内外の経理人員全員に対し、風土改革研修を実施し、従業員を対象にe-learningにより会計コンプライアンス研修及びフォローアップ研修を実施しました。

インサイダー情報に触れる可能性のある従業員を対象に、外部講師によるインサイダー取引防止教育を実施しました。

⑤内部監査の実施状況

内部監査部は監査委員会監査方針に基づき内部監査部監査方針及び監査計画を策定しました。当該監査計画に基づき2015年12月から2016年3月までに6カンパニー及び連結子会社26社に対し往査を行うとともに、連結子会社を対象に書面による東芝グループ監査プログラムを実施しました。これら往査及び書面監査のプロセス及び結果は、内部監査部長から監査委員会に対して少なくとも毎月1回報告され、また、執行側とも共有されています。

⑥監査委員の活動状況やその支援状況

監査委員は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席するとともに、計15回の執行役等に対するヒヤリング、17回の内部統制・内部監査部門長に対するヒヤリング等を行い、取締役・執行役の職務執行状況を監視・検証しました。また、会計監査人から監査計画、監査の実施状況及びその結果につき、説明・報告を受けました。監査活動においては、人員が增強された監査委員会室及び直轄組織とした内部監査部を通じ、積極的に報告徴求を行いました。なお、2015年10月から、監査側にも監査委員会室を内部通報窓口とする監査委員会ホットラインを新設し、2016年3月末までに会計処理に関するものも含め、55件の通報を受領し、対応しました。

13 当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

また、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、各事業分野の有機結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情、その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記の要素に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があります。

以上の考え方に基づき、当社は、2006年6月に当社株式の大量取得行為に関する対応策（いわゆる買収防衛策）を導入し、2009年6月及び2012年6月に更新してまいりましたが、経営環境等の変化、金融商品取引法整備の浸透の状況、株主の皆様の意見等を考慮しながら慎重に検討した結果、当該対応策を更新しないことといたしました。

なお、当該対応策終了後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、強靱な企業体質への転換を図ることにより株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様への信頼回復につなげるべく、「内部管理体制の強化及び企業風土の変革」、「構造改革の断行」、「事業ポートフォリオ及び事業運営体制の見直し」、「財務基盤の整備」を柱とする経営施策「新生東芝アクションプラン」を実施しています。

14 当社グループの従業員の状況 2016年3月31日現在

部 門	従 業 員 数(人)
電 力 ・ 社 会 イン フ ラ	54,066
コミュニティ・ソリューション	50,768
電 子 デ バ イ ス	34,158
ラ イ フ ス タ イ ル	20,393
そ の 他	24,870
全 社 （ 共 通 ）	3,554
計	187,809

- (注) 1.当社の従業員数は、36,601人です。
- 2.従業員数には、2016年3月31日付の退職者等が含まれません。

15 当社グループの主要な事業所

2016年3月31日現在

(1)当 社

部 門	主要な事業所	
全 社	営業所	本社事務所(東京都港区、東京都江東区、川崎市)、北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、関東支社(東京都港区)、北陸支社(富山県富山市)、中部支社(名古屋市)、関西支社(大阪市)、中国支社(広島市)、四国支社(香川県高松市)、九州支社(福岡市)
	研究所等	研究開発センター(川崎市)、生産技術センター(横浜市)、横浜事業所(同)
電力・社会インフラ	研究所	電力・社会システム技術開発センター(横浜市)、磯子エンジニアリングセンター(同)
	工 場	柏崎工場(新潟県柏崎市)、府中事業所(東京都府中市)、府中電力システム工場(同)、府中社会インフラシステム工場(同)、小向事業所(川崎市)、浜川崎工場(同)、京浜事業所(横浜市)、三重工場(三重県朝日町)
コミュニティ・ソリューション	工 場	府中コミュニティ・ソリューション工場(東京都府中市)
電 子 デ バ イ ス	研究所	半導体研究開発センター(川崎市)
	工 場	深谷事業所(埼玉県深谷市)、四日市工場(三重県四日市市)、姫路半導体工場(兵庫県太子町)、大分工場(大分県大分市)
ライフスタイル	工 場	青梅事業所(東京都青梅市)
そ の 他	研究所等	IoTテクノロジーセンター(川崎市)

(注) 2016年4月に、以下のとおり事業所の廃止・改編を行いました。

- ・本社事務所のうち、東京都江東区を廃止しました。
- ・府中電力システム工場を府中エネルギーシステムソリューション工場に改編しました。
- ・府中社会インフラシステム工場を府中インフラシステムソリューション工場に改編しました。
- ・府中コミュニティ・ソリューション工場を廃止しました。
- ・大分工場を廃止しました。
- ・青梅事業所を全社部門の事業所としました。

(2)当社グループ会社

重要な当社グループ会社及びその所在地は、「4 重要な当社グループ会社の状況」に記載のとおりです。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部	
流 動 資 産	3,458,585
現金及び現金同等物	969,715
受取手形及び売掛金	1,156,559
受 取 手 形	33,229
売 掛 金	1,155,803
貸 倒 引 当 金	△32,473
棚 卸 資 産	729,123
短期繰延税金資産	63,303
前払費用及びその他の流動資産	471,515
非継続事業流動資産	68,370
長期債権及び投資	363,546
長期受取債権	10,039
関連会社に対する投資及び貸付金	266,554
投資有価証券及びその他の投資	86,953
有形固定資産	794,304
土 地	91,881
建物及び構築物	890,659
機械装置及びその他の有形固定資産	1,905,122
建設仮勘定	64,065
減価償却累計額	△2,157,423
その他の資産	816,906
長期繰延税金資産	27,921
のれん及び無形固定資産	639,889
そ の 他	149,096
資 産 合 計	5,433,341

負 債 の 部	
流 動 負 債	3,072,009
短期借入金	410,983
1年以内に期限の到来する社債及び長期借入金	208,629
支払手形及び買掛金	877,061
未払金及び未払費用	520,030
未払法人税等及びその他の未払税金	108,152
前 受 金	486,225
その他の流動負債	365,623
非継続事業流動負債	95,306
固定負債	1,689,074
社債及び長期借入金	831,300
未払退職及び年金費用	629,402
その他の固定負債	228,372
負 債 の 部 合 計	4,761,083
資 本 の 部	
株 主 資 本	328,874
資 本 金	439,901
発行可能株式総数	10,000,000,000株
発行済株式数	4,237,602,026株
資 本 剰 余 金	399,470
利 益 剰 余 金	△76,782
その他の包括損失累計額	△431,828
自己株式(取得価額)	△1,887
	3,584,162株
非 支 配 持 分	343,384
資 本 の 部 合 計	672,258
契約債務及び偶発債務	
負 債 及 び 資 本 合 計	5,433,341

連結計算書類

連結損益計算書 (自 2015 年4月1日 至 2016年3月31日) (単位:百万円)

売上高及びその他の収益	5,903,355
売上高	5,668,688
受取利息及び配当金	6,600
その他の収益	228,067
売上原価及び費用	6,536,500
売上原価	4,813,702
販売費及び一般管理費	1,268,752
のれん減損損失	294,972
支払利息	20,753
その他の費用	138,321
継続事業からの税金等調整前 当期純利益 (△損失)	△633,145
法人税等	253,748
当年分	74,269
繰延税金	179,479
継続事業からの非支配持分控除前 当期純利益 (△損失)	△886,893
非継続事業からの非支配持分控除前 当期純利益 (△損失) (税効果後)	370,858
非支配持分控除前当期純利益 (△損失)	△516,035
非支配持分に帰属する当期純損益 (控除)	△56,022
当社株主に帰属する当期純利益 (△損失)	△460,013

連結計算書類

連結資本勘定計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) (単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括 損失累計額	自己株式	株主資本合計	非支配持分	資本合計
2015年 3月31日現在残高	439,901	402,008	383,231	△139,323	△1,821	1,083,996	481,361	1,565,357
非支配持分との資本取引及びその他		△2,538				△2,538	△9,381	△11,919
非支配持分への配当金							△29,666	△29,666
当期包括利益 (△損失)								
当期純利益 (△損失)			△460,013			△460,013	△56,022	△516,035
その他の包括利益(△損失)、税効果控除後								
未実現有価証券評価損益				△89,912		△89,912	△17,035	△106,947
外貨換算調整額				△77,149		△77,149	△24,436	△101,585
年金負債調整額				△117,790		△117,790	△1,118	△118,908
未実現デリバティブ評価損益				△7,654		△7,654	△319	△7,973
当期包括利益 (△損失)						△752,518	△98,930	△851,448
自己株式の取得及び処分(純額)					△66	△66		△66
2016年 3月31日現在残高	439,901	399,470	△76,782	△431,828	△1,887	328,874	343,384	672,258

(注) 連結注記表は、当社ウェブサイト (<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>) に掲載しています。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) (単位:百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,230
投資活動によるキャッシュ・フロー	653,442
(フリー・キャッシュ・フロー)	652,212
財務活動によるキャッシュ・フロー	135,747
為替変動の現金及び現金同等物への影響額	△ 11,796
現金及び現金同等物純増減額	776,163
現金及び現金同等物期首残高	199,366
現金及び現金同等物期末残高	975,529
非継続事業における現金及び現金同等物期末残高(控除)	5,814
継続事業における現金及び現金同等物期末残高	969,715

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

資 産 の 部	
流 動 資 産	2,025,539
現 金 及 び 預 金	815,990
受 取 手 形	6,908
売 掛 金	686,059
商 品 及 び 製 品	172,026
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	22,014
仕 掛 品	150,532
前 渡 金	22,907
前 払 費 用	15,635
そ の 他	337,988
貸 倒 引 当 金	△204,523
固 定 資 産	1,572,411
有 形 固 定 資 産	400,249
建 物	183,726
構 築 物	15,043
機 械 及 び 装 置	85,191
車 両 運 搬 具	248
工 具 、 器 具 及 び 備 品	38,568
土 地	53,537
リ ー ス 資 産	1,979
建 設 仮 勘 定	21,953
無 形 固 定 資 産	25,466
ソ フ ト ウ エ ア	20,243
そ の 他	5,222
投 資 そ の 他 の 資 産	1,146,695
投 資 有 価 証 券	67,209
関 係 会 社 株 式	844,253
出 資 金	313
関 係 会 社 出 資 金	110,040
長 期 貸 付 金	78,082
長 期 前 払 費 用	7,619
そ の 他	45,757
貸 倒 引 当 金	△6,581
資 産 合 計	3,597,951

(単位:百万円)

負 債 の 部	
流 動 負 債	2,242,337
支 払 手 形	3,911
買 掛 金	491,368
短 期 借 入 金	497,607
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	90,000
一 ス 債	1,154
リ 未 払 金	72,168
未 払 費 用	312,797
未 払 法 人 税 等	14,156
前 預 受 金	156,492
製 品 保 証 引 当 金	387,864
工 事 損 失 引 当 金	8,010
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	84,091
そ の 他	94,658
固 定 負 債	28,054
社 長 期 借 入 金	984,067
リ 一 ス 債	210,000
退 職 給 付 引 当 金	585,766
パ ソ コ ン リ サ イ ク ル 引 当 金	3,026
資 産 除 去 債 務	134,031
繰 延 税 金 負 債	1,189
そ の 他	2,618
負 債 合 計	9,953
	37,481
負 債 合 計	3,226,404
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	356,801
資 本 剰 余 金	439,901
資 本 剰 余 金	380,836
そ の 他 資 本 剰 余 金	380,836
利 益 剰 余 金	△462,049
利 益 準 備 金	13,974
そ の 他 利 益 剰 余 金	△476,023
圧 縮 記 帳 積 立 金	3,835
繰 越 利 益 剰 余 金	△479,859
自 己 株 式	△1,887
評 価 ・ 換 算 差 額 等	14,745
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	17,399
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,653
純 資 産 合 計	371,547
負 債 純 資 産 合 計	3,597,951

損益計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		(単位:百万円)
売 上 高		2,875,276
売 上 原 価		2,615,614
売 上 総 利 益		259,662
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		497,170
営 業 損 失		237,507
営 業 外 収 益		177,503
受 取 利 息		2,996
受 取 配 当 金		138,984
そ の 他		35,522
営 業 外 費 用		107,670
支 払 利 息		12,421
そ の 他		95,249
経 常 損 失		167,674
特 別 利 益		729,620
有 価 証 券 売 却 益		729,620
特 別 損 失		643,843
関 係 会 社 株 式 評 価 損		419,807
投 資 有 価 証 券 評 価 損		5,376
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		88,745
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額		41,844
減 損 損 失		49,247
事 業 構 造 改 革 費 用		38,821
税 引 前 当 期 純 損 失		81,898
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		36,850
法 人 税 等 調 整 額		211,269
当 期 純 損 失		330,017

株主資本等変動計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) (単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						
		その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	439,901	380,837	13,974	3,805	△149,651	△131,871	△1,821	687,045	
当期変動額									
圧縮記帳積立金の積立				30	△30	0		0	
当期純損失					330,017	330,017		330,017	
会社分割による減少					△160	△160		△160	
自己株式の取得							△68	△68	
自己株式の処分		－					2	1	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	0	－	0	30	△330,207	△330,177	△66	△330,244	
当期末残高	439,901	380,836	13,974	3,835	△479,859	△462,049	△1,887	356,801	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	27,933	2,302	30,235	717,281
当期変動額				
圧縮記帳積立金の積立				0
当期純損失				330,017
会社分割による減少				△160
自己株式の取得				△68
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△10,533	△4,956	△15,489	△15,489
当期変動額合計	△10,533	△4,956	△15,489	△345,734
当期末残高	17,399	△2,653	14,745	371,547

(注) 個別注記表は、当社ウェブサイト (<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>) に掲載しています。

謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月20日

株式会社東芝
代表執行役社長 室 町 正 志 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 雅 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 功 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 藤 太 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 木 康 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東芝の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社東芝及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第177期事業年度（以下、「当期」という。）における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当期に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月23日

株式会社東芝 監査委員会

監査委員（常勤） 佐 藤 良 二 ㊞

監 査 委 員 伊 丹 敬 之 ㊞

監 査 委 員 野 田 晃 子 ㊞

監 査 委 員 古 田 佑 紀 ㊞

（注） 監査委員佐藤良二、伊丹敬之及び古田佑紀は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月20日

株式会社東芝
代表執行役社長 室町 正志 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 雅 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 功 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 藤 太 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 木 康 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東芝の2015年4月1日から2016年3月31日までの第177期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第177期事業年度（以下、「当期」という。）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、内部統制システム（会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、事業報告に記載されている「当社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針）については、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当期に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。財務報告に関する内部統制については、前年度に識別した開示すべき重要な不備を是正するための改善策の整備を概ね完了し運用を実施しておりますが、これらのうち、全社的な内部統制については、予算統制等の一部の事項について必ずしも十分には運用状況が確認できておらず、また、決算・財務報告プロセスに係る内部統制については、当期の計算書類等の監査の過程において財務報告に係る重要な修正事項が発見されたことから、開示すべき重要な不備が存在すると判断しました。なお、当期決算においては、当該不備に起因する必要な修正事項は適正に修正されております。
- 取締役及び執行役は当該不備の改善に着実に取り組んでおり、監査委員会としては、状況を引き続き監視、検証します。

四 事業報告に記載されている「当社の支配に関する基本方針」は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月23日

株式会社東芝 監査委員会

監査委員（常勤） 佐 藤 良 二 ㊞

監 査 委 員 伊 丹 敬 之 ㊞

監 査 委 員 野 田 晃 子 ㊞

監 査 委 員 古 田 佑 紀 ㊞

(注) 監査委員佐藤良二、伊丹敬之及び古田佑紀は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

メモ

メモ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

メモ

This image shows a full page of white paper with horizontal dotted lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting or typing. There are no margins, text, or other markings on the page.

メモ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

(ご参考)

■会社概要(2016年3月31日現在)

商 本	号 社	株式会社東芝 〒105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 03-3457-4511 (代表) 受付時間 9:00~17:15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始ほか、当社休業日を除く) http://www.toshiba.co.jp/
創 設	業 立	1875年(明治8年)7月 1904年(明治37年)6月

■株主メモ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日
定 時 株 主 総 会	毎年6月中
基 準 日	定時株主総会 毎年3月31日 剰余金の配当 毎年3月31日、9月30日
公 告 方 法	電子公告 (http://www.toshiba.co.jp/about/ir/) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
上 記 連 絡 先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-78-6502 (当社専用フリーダイヤル)

■お知らせ

1. 特別口座に記録された株式は、単元未満株式の買取り・買増しを除き株式売買はできませんので、証券会社等に開設された口座への振替をお勧めいたします。特別口座に関する各種手続きにつきましては、三井住友信託銀行株式会社が担当となりますので、0120-78-6502にお問い合わせください。
2. 配当金のお受け取りは、支払開始日に配当金を確実に受け取れる口座振込が便利です。
3. 住所変更、配当金振込指定その他各種手続きにつきましては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。